



第4次 精華町 地域福祉計画

“誰もが主役 支えあいのきずなを みんなでつくるまち 精華町”



はじめに

少子高齢化や核家族化が進行する中で、社会の多様化が進むとともに、
地域における住民同士のつながりの希薄化や地域福祉活動の担い手不足
によるコミュニティの衰退が課題となっています。



こうした中、本町では、平成 21 年に第 1 次精華町地域福祉計画を策定し、「世代をこえて安心して住めるまちをめざして」を理念に掲げ、地域福祉活動の担い手養成や各中学校区で地域福祉を推進する住民主体の組織づくりなどに取り組んでまいりました。

また、平成 30 年の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画が高齢、障害、子育てにかかる各計画の上位計画として位置づけられたことから、本町では、同年、第2次精華町地域福祉計画の抜本的な見直しを行い、新たに第 3 次精華町地域福祉計画を策定し、各福祉分野の垣根を越えて、庁内の関係部署や地域の関係機関が連携し、包括的に支援を行う体制づくりを進めてきたところです。

今回、第3次計画が期間満了を迎えたことから、新たに第 4 次精華町地域福祉計画とあわせて、重層的支援体制整備事業実施計画及び成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定することで、近年、増加傾向にある地域住民の複雑かつ複合化した支援ニーズに対応できるよう、多機関の協働による包括的な支援体制の更なる強化や成年後見制度の利用促進に向けた権利擁護支援に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言などをいただきました地域福祉計画策定委員の皆様をはじめ、本計画に係る地域懇談会にご参加いただきました皆様、また、計画策定にご協力をいただいた関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

精華町長 杉浦 正尚

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 地域福祉とは.....	1
2. 計画策定の背景	1
3. 地域共生社会の実現	2
4. 重層的な支援体制の整備に向けて	3
5. 計画の位置づけと計画期間.....	4
第2章 本町の地域福祉を取り巻く現状と課題	6
1. 統計指標.....	6
2. 地域福祉の圏域	11
3. アンケート調査からみる本町の現状	15
4. 地域懇談会(ワークショップ)からみる本町の現状.....	22
5. 第3次地域福祉計画の振り返り	24
6. 計画課題.....	31
第3章 理念と計画目標	33
1. 基本理念.....	33
2. 計画目標.....	34
3. 各行動主体の役割	35
第4章 目標ごとの施策	37
1. 施策体系.....	37
2. 具体的な施策.....	38
第5章 その他の関連計画	49
1. 精華町重層的支援体制整備事業実施計画.....	49
2. 精華町成年後見制度利用促進基本計画.....	56
第6章 計画の推進	63
1. 計画の進行管理	63
2. 新たな財源の確保と有効活用	64
3. 圏域・京都府等との連携・協調.....	64
資料 編	65

第1章 計画の策定にあたって

1. 地域福祉とは

地域福祉とは「住み慣れた地域社会のなかで、家族、近隣の人々、知人及び友人などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及びまちの一員として、普通の生活(くらし)を送ることができるような状態を創っていくこと」をいいます。

2. 計画策定の背景

近年、地域や家族の困りごとや課題は、介護と育児のダブルケア、8050問題及びひきこもりの問題など、様々な要因が複雑化・複合化して生じていることが少なくありません。

一方で、行政をはじめとする支援機関の相談支援体制は縦割りであることが多く、複雑化・複合化した課題には対応しにくい場合があります。そのため、分野を超えた部局横断的な連携体制の構築が課題となっています。

このような状況を受け、平成30年(2018)年4月の改正社会福祉法では、地域福祉計画は地域における高齢者、障害者、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられるとともに、市町村において包括的な支援体制づくりに努めることが示されました。その後、令和3年(2021)年4月の改正社会福祉法では、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」などの充実が求められることとなりました。

今後、国が推進する「地域共生社会」の実現に向けて、地域が一体となって支え合いの基盤を再構築することができるよう、住民参加のもとで本計画を策定し、包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを推進する必要があります。

3. 地域共生社会の実現

平成28年6月には、少子高齢化の問題に真正面から取り組むために、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会の実現」を目指すことを公表しました。

これを具現化するために、平成29年2月には、「地域共生社会の実現に向けて(当面の改革工程)」を公表しました。この中では、公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換、「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換を改革の方向性として位置づけ、「地域課題の解決力の強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの改革を実行することとしています。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



厚生労働省地域共生社会ポータルサイトより

4. 重層的な支援体制の整備に向けて

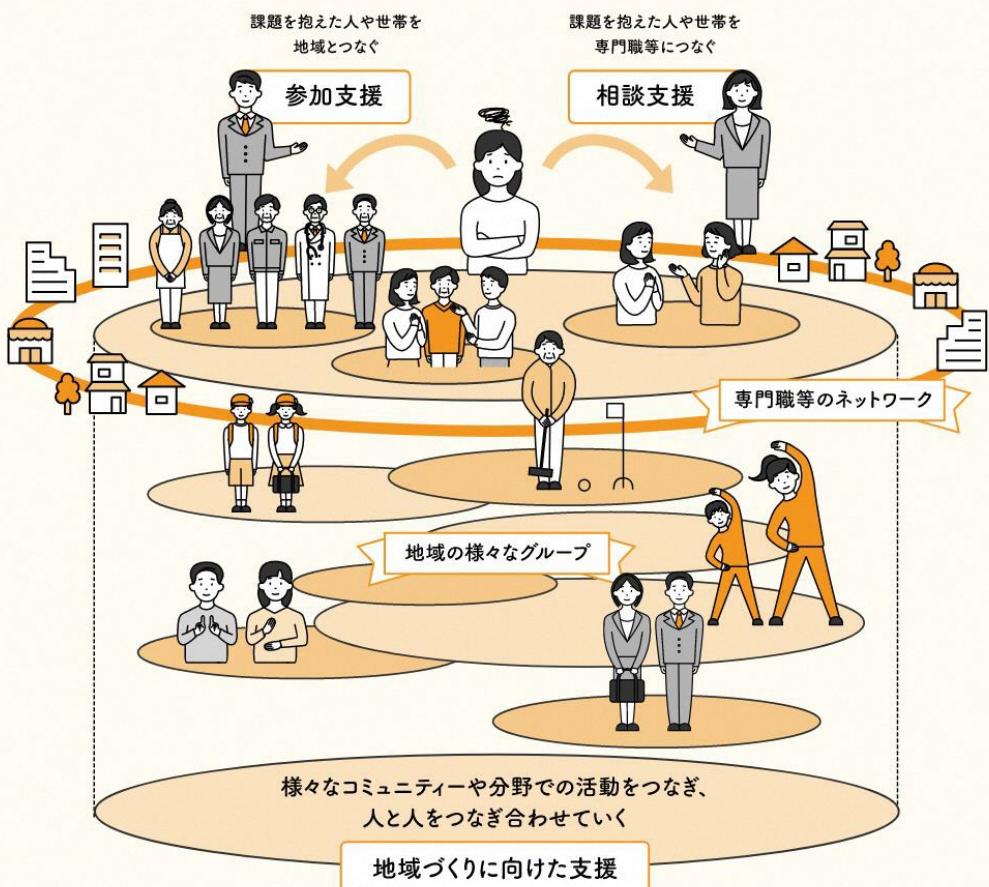
令和元年5月には、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)が設置されました。この検討会での議論において、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」だけでなく、「つながり続けることを目指すアプローチ(伴走型支援)」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせ、専門職による伴走型支援と地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りといった双方の視点を重視することにより、セーフティネットを強化し、重層的なものにしていく必要があると提案されました。

そして、令和3年4月に社会福祉法が一部改正され、介護、障害、子育て、生活困窮といった分野別の支援体制では解決に結びつかないような生活課題に対応するため、新たに重層的支援体制整備事業が創設されました。

重層的支援体制整備事業とは

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業です。

市町村全体がチームになり、3つの支援を一体的に実現する



厚生労働省地域共生社会ポータルサイトより

5. 計画の位置づけと計画期間

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく計画で、地域福祉を推進するための基本理念や方針について定めるものです。また、本町の最上位計画である「精華町第6次総合計画(令和5(2023)～令和14(2032)年度」の方針に基づき、関連計画との整合・連携を図りながら策定するとともに、高齢福祉、障害福祉、児童福祉その他の福祉の各分野における「上位計画」として位置づけます。

なお、本計画では、社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定します。

計画期間は、**令和6(2024)～令和10(2028)年度**とします。

■ 市町村地域福祉計画

社会福祉法第107条より抜粋

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

■ 重層的支援体制整備事業実施計画

社会福祉法第106条の5より抜粋

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

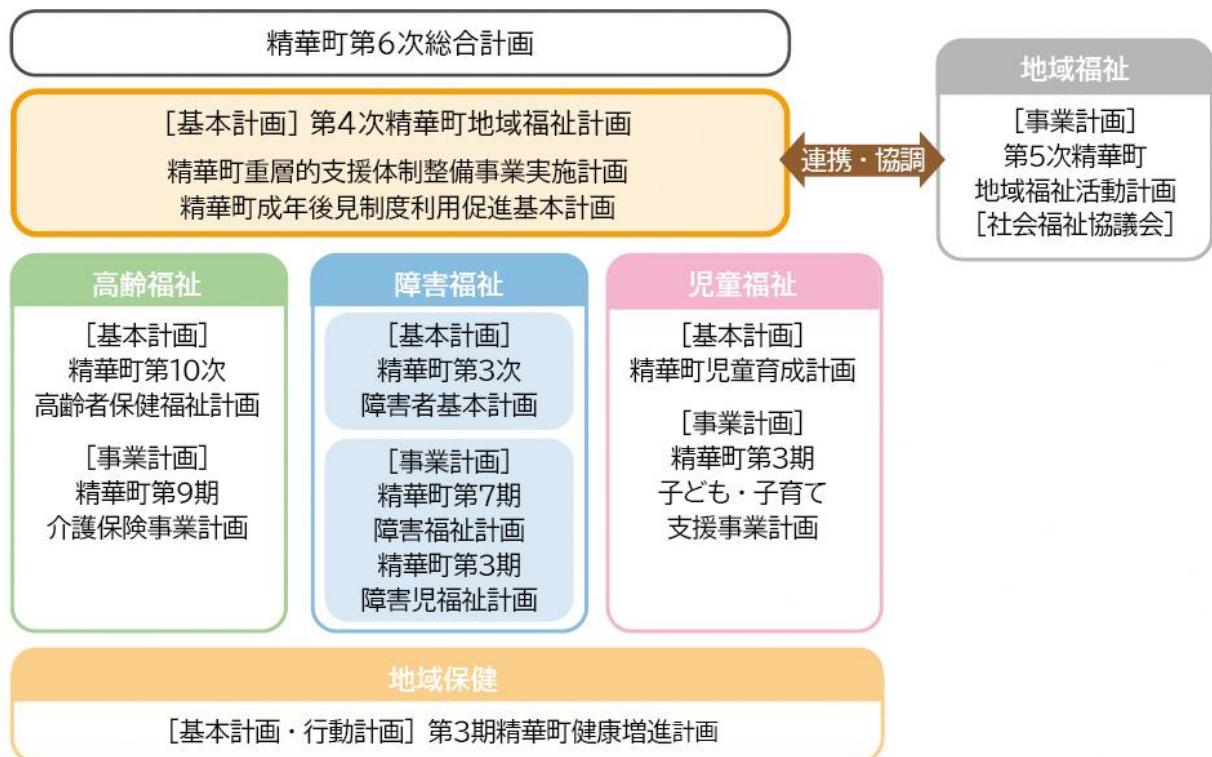
■ 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条より抜粋

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

■ 関連計画と計画期間



	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
精華町第6次総合計画					2023～2032		
第4次精華町地域福祉計画					2024～2028		
第5次精華町地域福祉活動計画<社会福祉協議会>					2023～2027		
精華町第10次高齢者保健福祉計画 ・精華町第9期介護保険事業計画				2024～2026			
精華町第3次障害者基本計画				2024～2029			
精華町第7期障害福祉計画 ・精華町第3期障害児福祉計画			2024～2026				
精華町児童育成計画 精華町第3期子ども・子育て支援事業計画				2025～2029			
第3期精華町健康増進計画				2023～2032			

第2章 本町の地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 統計指標

(1) 人口推計

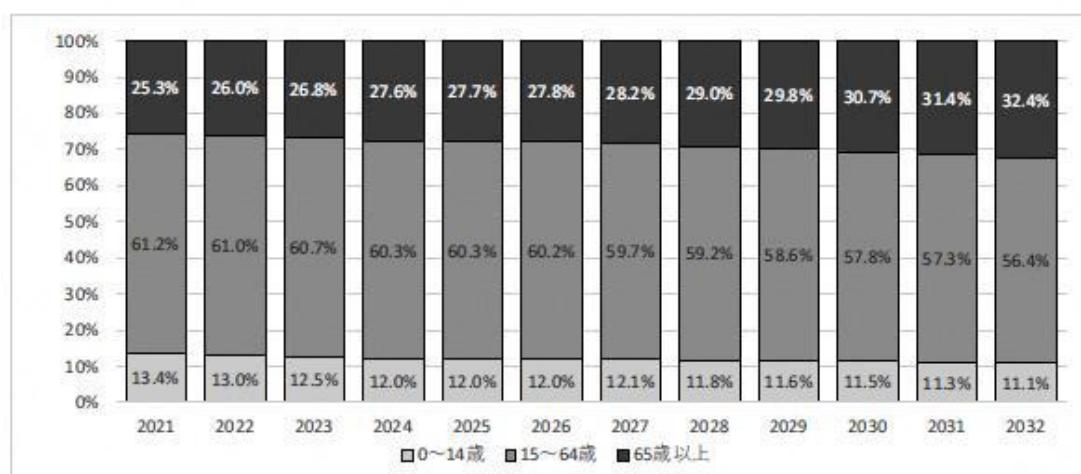
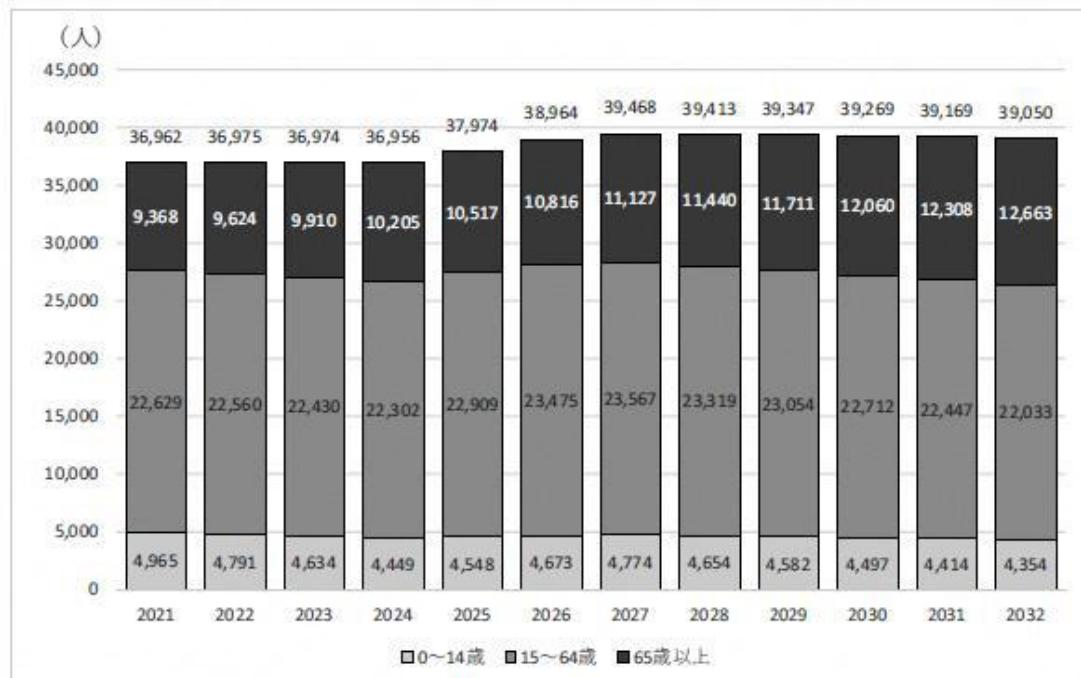
本町の人口は、令和9年(2027年)に39,468人となり、緩やかに減少し総合計画の目標年度の令和14年(2032年)には39,050人になると推計しています。

0～14歳人口は令和3年(2021年)の4,965人から令和14年(2032年)の4,354人まで減少し、全人口に占める割合は13.4%(2021年)から11.1%(2032年)まで低下する見込みです。

15～64歳人口は令和9年(2027年)に23,567人まで増加しますが、目標年度の令和14年(2032年)には22,033人まで減少する見込みです。全人口に占める割合は61.2%(2021年)から56.4%(2032年)まで減少する見込みです。

65歳以上人口は令和3年(2021年)の9,368人から令和14年(2032年)に12,663人まで増加し、全人口に占める割合も25.3%(2021年)から32.4%(2032年)まで増加する見込みです。

◆人口推計結果◆

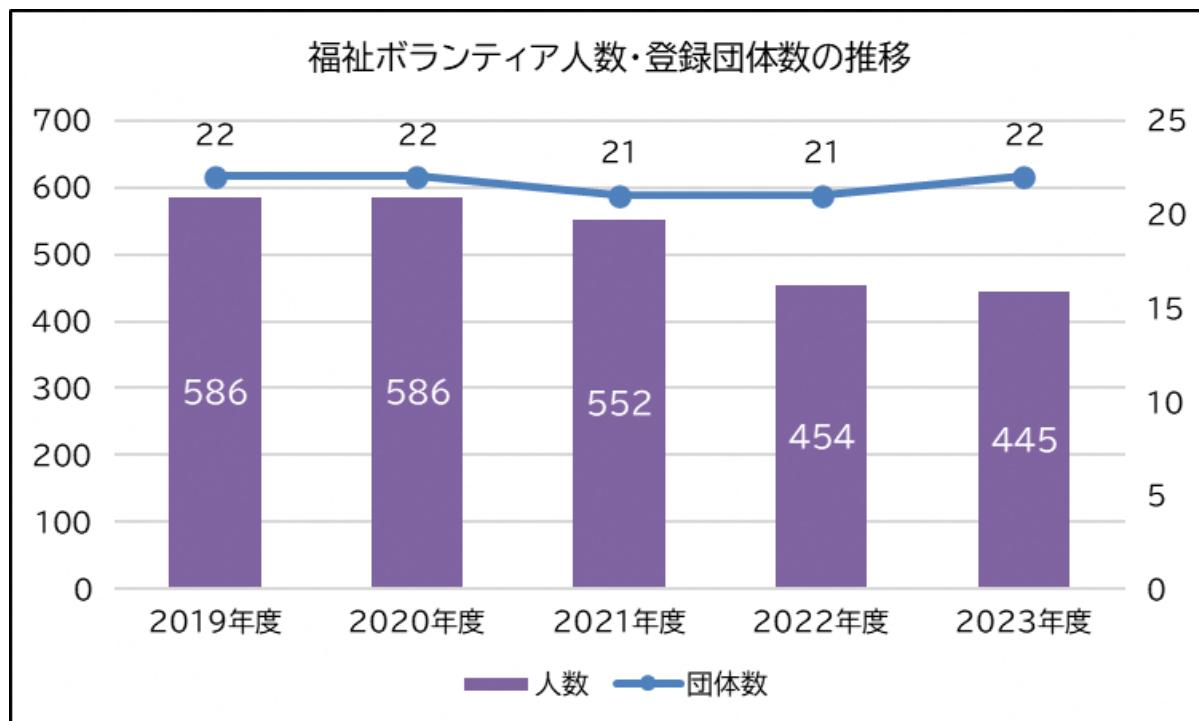


出典:精華町第6次総合計画人口推計調査結果報告書

(2) 地域コミュニティ

① 福祉ボランティア登録団体数の推移

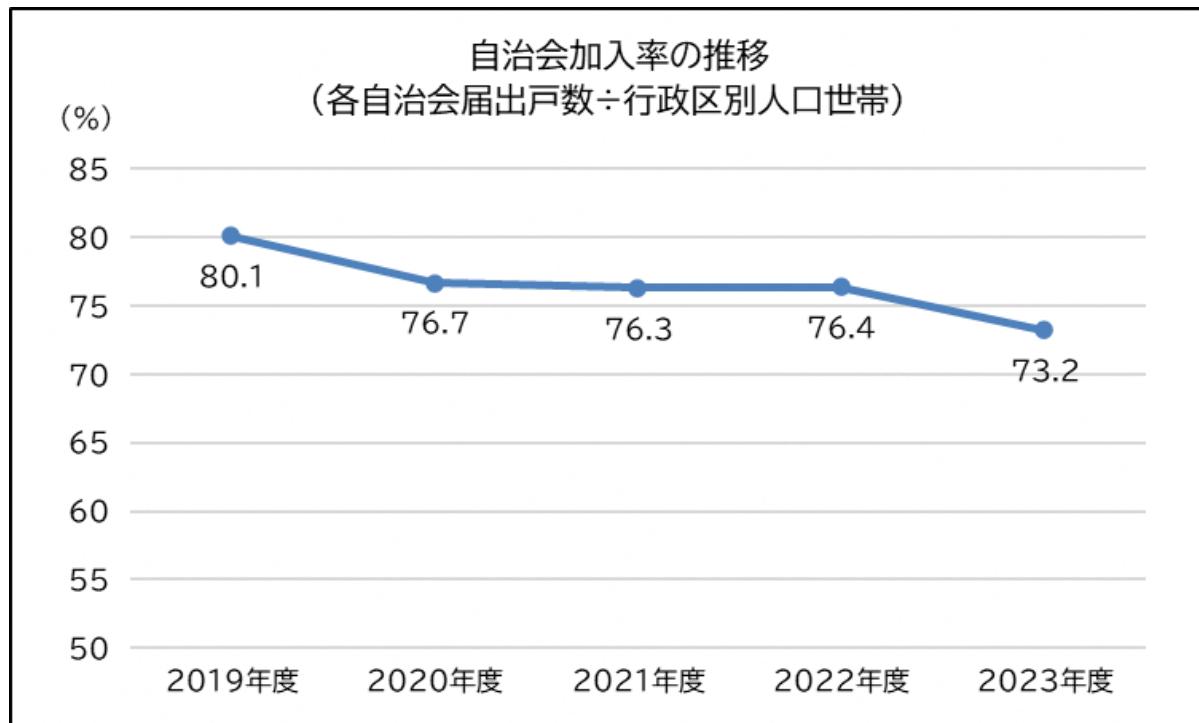
福祉ボランティア登録団体数については、横ばいとなっていますが、福祉ボランティア人数については、新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年の552人から2022年は454人と大幅に減少しています。



出典:精華町社会福祉協議会調べ(各年4月末現在)

② 自治会加入率の推移

自治会加入率については、毎年減少傾向にあり、2023年度は 73.2%となっています。



出典:精華町調べ(各年度4月1日現在)

③ 地域別の人口・世帯の概況(令和5年10月1日現在)

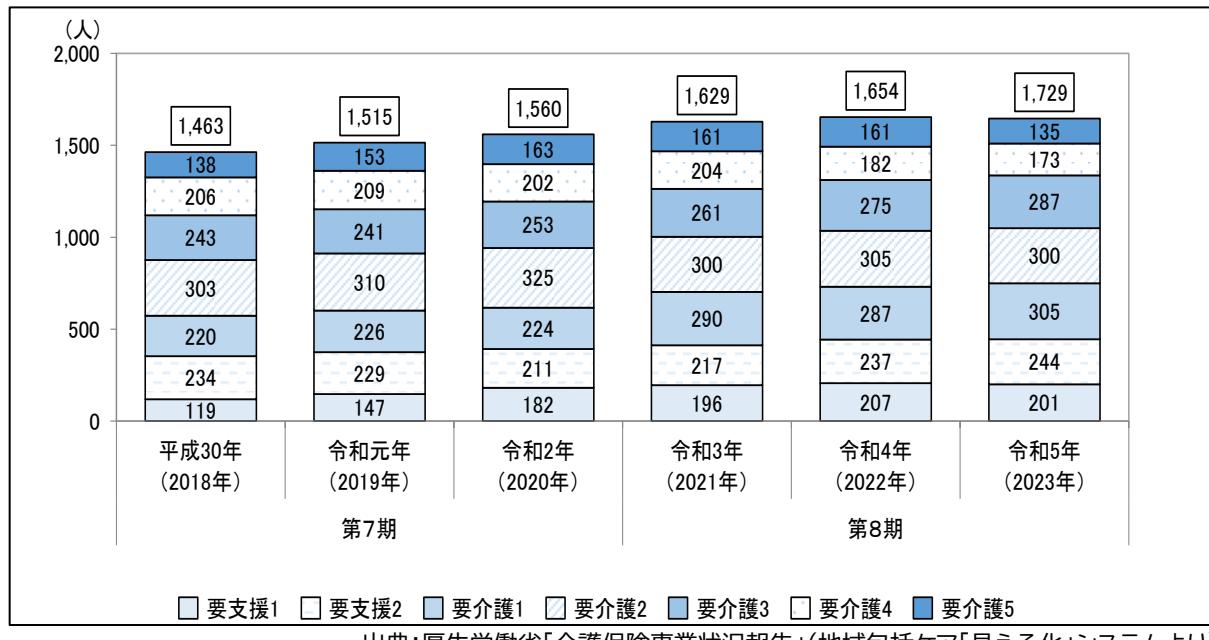
中学校区	小学校区	地 区	人 口 (A)	世帯数	65歳以上人口 (B)	高齢化率 (B) ÷ (A)	一人暮らし高齢者 (C)	一人暮らし高齢者率 (C) ÷ (B)	0~14歳人口 (D)	年少人口率 (D) ÷ (A)
精華	精北	里	243	113	116	47.74%	23	19.83%	11	4.53%
		旭	58	37	34	58.62%	16	47.06%	3	5.17%
		舟	1,160	489	353	30.43%	85	24.08%	207	17.84%
		滝ノ鼻	968	385	231	23.86%	49	21.21%	183	18.90%
		菱田	1,521	707	486	31.95%	119	24.49%	118	7.76%
		僧坊	1,749	792	450	25.73%	149	33.11%	270	15.44%
		中久保田	409	191	171	41.81%	29	16.96%	28	6.85%
		小学校区計	6,108	2,714	1,841	30.14%	470	25.53%	820	13.43%
	川西	谷	270	121	109	40.37%	34	31.19%	30	11.11%
		北稻八間	717	332	228	31.80%	55	24.12%	81	11.30%
		植田	943	413	232	24.60%	53	22.84%	162	17.18%
		菅井	281	123	110	39.15%	26	23.64%	29	10.32%
		中	422	183	127	30.09%	30	23.62%	58	13.74%
		東	477	268	154	32.29%	69	44.81%	49	10.27%
		西北	237	104	110	46.41%	27	24.55%	18	7.59%
		南	2,064	942	591	28.63%	170	28.76%	275	13.32%
		北ノ堂	746	344	304	40.75%	61	20.07%	84	11.26%
		馬渕	662	308	196	29.61%	49	25.00%	111	16.77%
		祝園西一丁目	1,377	661	260	18.88%	72	27.69%	188	13.65%
		小学校区計	8,196	3,799	2,421	29.54%	646	26.68%	1,085	13.24%
		神の園	43	42	43	100.00%	41	95.35%	0	
		自衛隊	21	21	0	0.00%	0	0.00%	0	
	精華台	南幡八妻	935	464	369	39.47%	104	28.18%	145	15.51%
		中学校区計	15,303	7,040	4,674	30.54%	1,261	26.98%	2,050	13.40%
精華南	山田荘	山田	554	249	238	42.96%	60	25.21%	46	8.30%
		乾谷	329	159	157	47.72%	37	23.57%	13	3.95%
		柘櫻	256	122	127	49.61%	31	24.41%	19	7.42%
		桜が丘一丁目	1,252	508	340	27.16%	56	16.47%	162	12.94%
		桜が丘二丁目	1,034	399	272	26.31%	42	15.44%	163	15.76%
		桜が丘三丁目	1,290	556	431	33.41%	92	21.35%	126	9.77%
		桜が丘四丁目	1,285	562	374	29.11%	59	15.78%	123	9.57%
		1人~0~7	414	171	85	20.53%	10	11.76%	31	7.49%
		桜が丘計	5,275	2,196	1,502	28.47%	259	17.24%	605	11.47%
		中学校区計	6,414	2,726	2,024	31.56%	387	19.12%	683	10.65%
精華西	東光	東畑	560	242	231	41.25%	54	23.38%	48	8.57%
		光台一丁目	0	0	0	—	0	—	0	—
		光台二丁目	73	44	0	0.00%	0	—	15	20.55%
		光台三丁目	1	1	0	0.00%	0	—	0	0.00%
		光台四丁目	1,402	618	403	28.74%	75	18.61%	179	12.77%
		光台五丁目	713	301	230	32.26%	37	16.09%	62	8.70%
		光台六丁目	1,614	615	307	19.02%	65	21.17%	204	12.64%
		光台七丁目	1,482	645	443	20.84%	73	16.48%	182	12.28%
		光台八丁目	1,370	539	314	22.92%	59	18.79%	157	11.46%
		光台九丁目	799	286	99	12.39%	18	18.18%	97	12.14%
		光台計	7,454	3,049	1,796	24.09%	327	18.21%	896	12.02%
		小学校区計	8,014	3,291	2,027	25.29%	381	18.80%	944	11.78%
精華台	精華台	精華台一丁目	1,047	372	157	15.00%	24	15.29%	80	7.64%
		精華台二丁目	980	370	142	14.49%	23	16.20%	52	5.31%
		精華台三丁目	1,129	441	207	18.33%	48	23.19%	120	10.63%
		精華台四丁目	1,566	558	192	12.26%	27	14.06%	187	11.94%
		精華台五丁目	1,241	343	44	3.55%	6	13.64%	474	38.20%
		精華台一丁目 トキ	305	127	64	20.98%	18	28.13%	25	8.20%
		イグア精華台	202	83	35	17.33%	11	31.43%	14	6.93%
		アーバンタワーコート	320	121	50	15.63%	16	32.00%	35	10.94%
		精華台計	6,790	2,415	891	13.12%	173	19.42%	987	14.54%
		中学校区計	14,804	5,706	2,918	19.71%	554	18.99%	1,931	13.04%
	合 計		36,521	15,472	9,616	26.33%	2,202	22.90%	4,664	12.77%
									人口構成比	
既存地域（旧地域）									6,282 17%	
昭和地域									10,656 29%	
学研都市地域									19,583 54% 神の園、自衛隊を含む	
									36,521 100%	

出典：住民基本台帳

(3) 福祉関連等

① 要介護度別認定者数の推移

要支援・要介護認定者の内訳の推移をみると、要介護2、要介護4を除いた全ての区分でおむね増加傾向となっています。特に、要介護1は令和5年(2023年)で305人と、平成30年(2018年)の220人から85人増加しています。



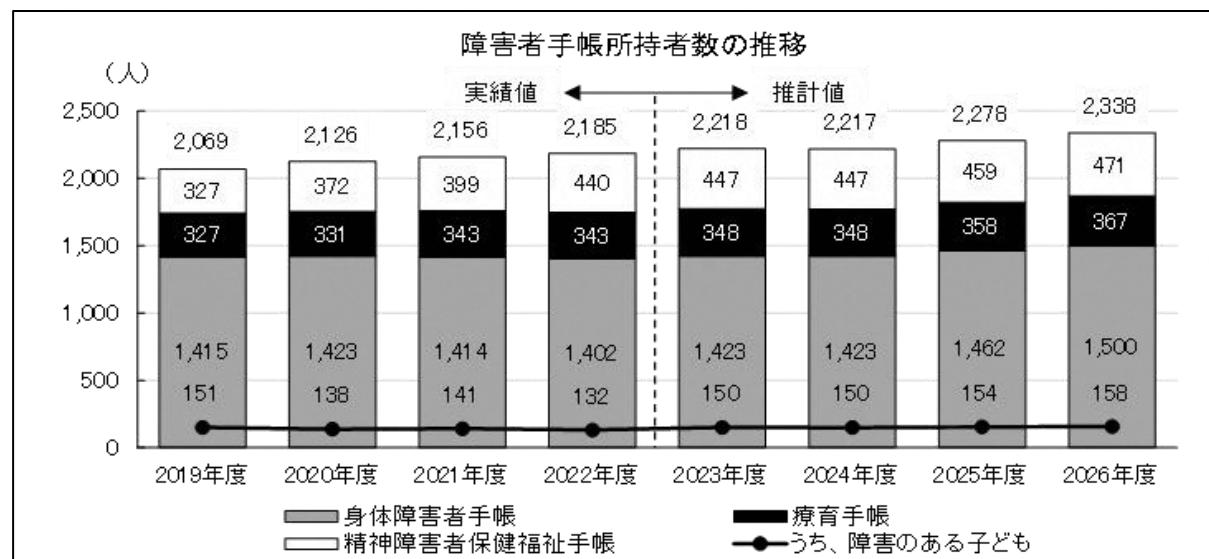
出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告」(地域包括ケア「見える化」システムより)
(各年9月末現在)

② 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は増加傾向で推移しており、2022年度では2,185人となっています。2026年度には、2,338人になると予測されます。

内訳をみると、身体障害者手帳は2020年度まで増加し、以降は減少しています。療育手帳は2021年度まで増加し、2022年度にかけては横ばいとなっています。精神障害者保健福祉手帳は増加しています。

障害のある子どもについては、増減を繰り返しながら推移しています。

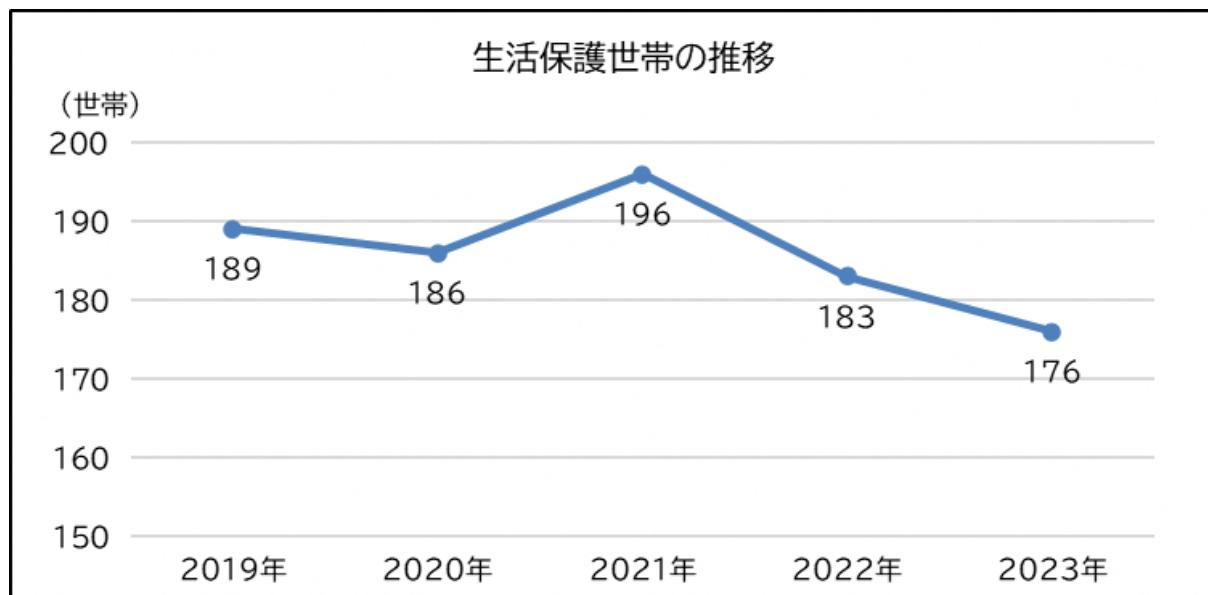


出典:精華町調べ

※実績値は住民基本台帳(各年度3月末現在)、推計値は、精華町総合計画の人口推計を用いて算出

③ 生活保護世帯の推移

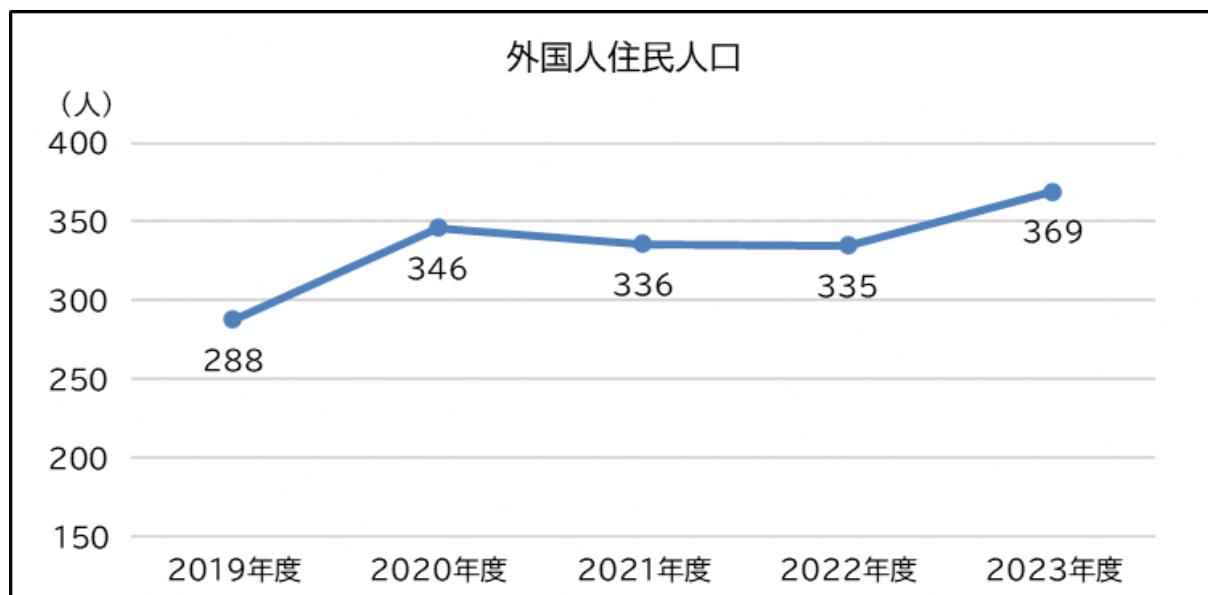
本町の生活保護世帯数は、2021年に196件と一時増加したものの、2023年には176件と減少傾向で推移しています。



出典:精華町調べ(各年 12月 31日現在)

④ 外国人住民人口の推移

本町の外国人住民人口は、2022年度に335人であったものが、2023年度には369人となっています。



出典:住民基本台帳(各年度 4月 1日現在)

2. 地域福祉の圏域

(1) 主な圏域の位置づけ

本町では、各種計画等において、それぞれで地域コミュニティのまとまりを捉えています。

① 総合計画

総合計画においては、多様な地域活動の展開に対応するための地域自治的な圏域として、徒歩圏での活動が容易な小学校区を「コミュニティ圏域」と設定し、地域活動の活性化に取り組んでいます。

② 地域福祉

地域での見守りが行える範囲として、小中学校区を基礎単位としています。民生児童委員にあっては、自治会を単位に、その規模に応じて1~4人で担当しています。

圏域は段階的に広がるものとして、自治会、5 小学校区(各小地域福祉委員会の小学校区連絡会)、3 中学校区(せいか地域福祉ドットコム)、精華町域、山城南圏域(木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村)と、階層的に設定しています。

山城南圏域では、相楽社会福祉行政協議会を設置し、在宅福祉部会・介護保険部会・高齢者等医療部会・児童福祉部会に分かれて、市町村担当課長が協議を行っています。

③ 高齢福祉

日常生活圏域「住民が日常生活を営んでいる地域として、諸条件を勘案して定める区域(介護保険法)」として、「A 圏域(精北・川西小学校区)」「B 圏域(山田荘・東光・精華台小学校区)」を設定しています。また、生活支援サービスの充実に向けて、地域ニーズの把握、担い手の発掘・育成、地域資源の開発などにおける話し合いの場である協議体として、町内全域を「第1層生活支援コーディネーター」、日常生活圏域を「第2層生活支援コーディネーター」としています。

④ 障害福祉

市町村だけでは対応困難な各種サービスの広域的な提供のために、障害保健福祉圏域として「山城南圏域(木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村)」を設定しています。

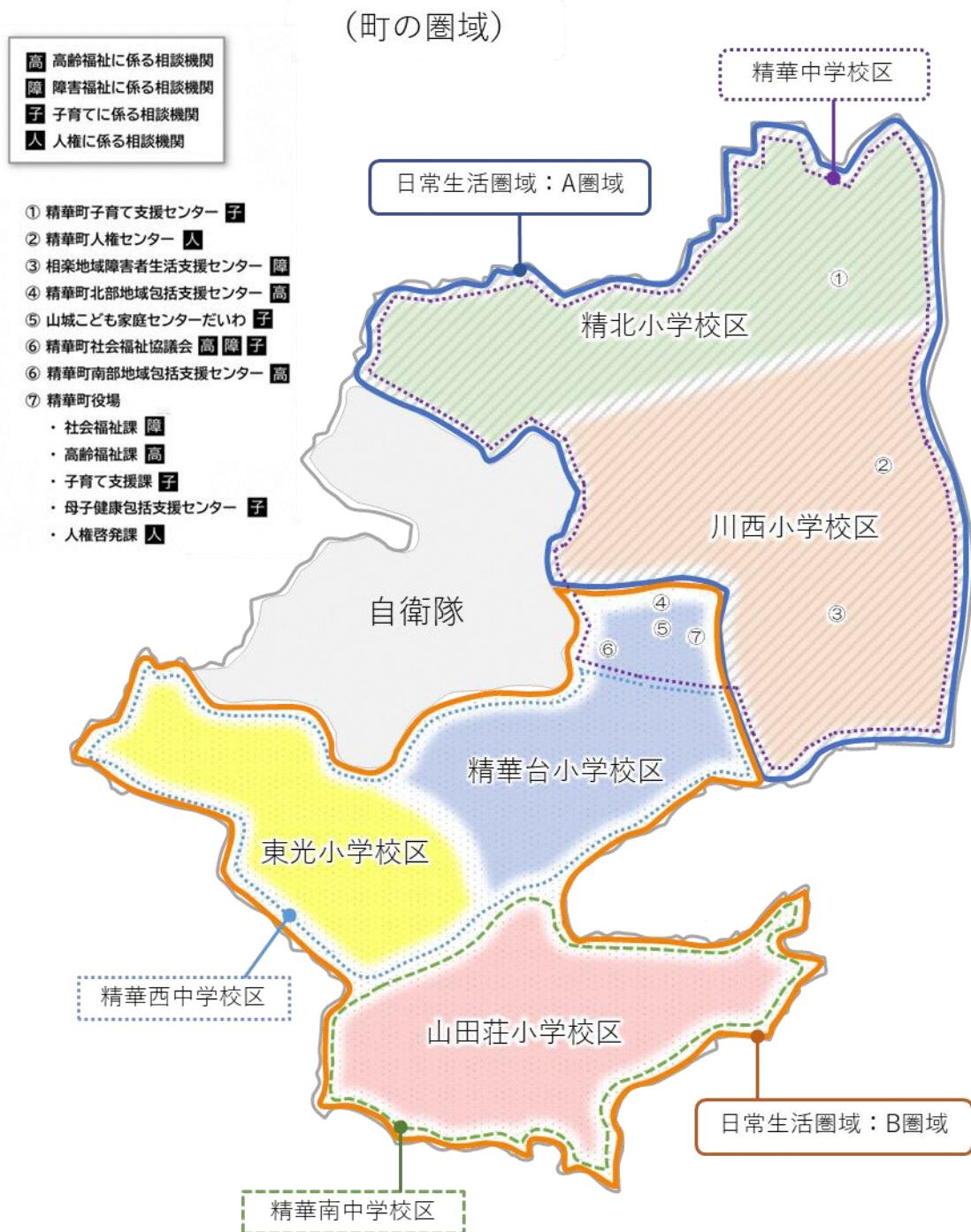
⑤ 医療

三次医療圏(京都府)は、特殊医療や先進医療を提供、二次医療圏(山城南医療圏)は、救急医療を含む一般的な入院治療が完結するよう設定、一次医療圏(精華町)では、診療所などの外来診療など日常的な医療を提供しています。

⑥ 防災

年に一度、小学校区ごとに防災訓練を実施しているほか、自治会規模以上で自主防災会を結成しています。消防団については、第1分団(北部)、第2分団(中部)、第3分団(南部)の3分団で構成しています。

(2) 各圏域の概要



※ 日常生活圏域(B 圏域)については、令和6年度から一部変更となる場合があります。

(3) 第4次地域福祉計画で位置づける圏域

第4次地域福祉計画においても、従来の地域福祉計画の圏域設定を基本的に踏襲するものとし、他の計画等での圏域の考え方も考慮して、次のとおり改めて設定します。

地域福祉の圏域		(他の計画等との対応関係)
圏域名称	概ねの範囲	
近隣圏域	隣近所、自治会	民生児童委員、小地域福祉委員会(地域福祉)
コミュニティ圏域	小学校区	コミュニティ圏域(総合計画)
サービス圏域	中学校区程度	A・B 圏域及び第2層(高齢福祉)
町域	精華町全域	第1層(高齢福祉)、一次医療圏(医療)
山城南圏域	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	山城南圏域(障害福祉)、山城南医療圏(医療)、相楽社会福祉行政協議会(地域福祉)

(4) 絆ネットワーク

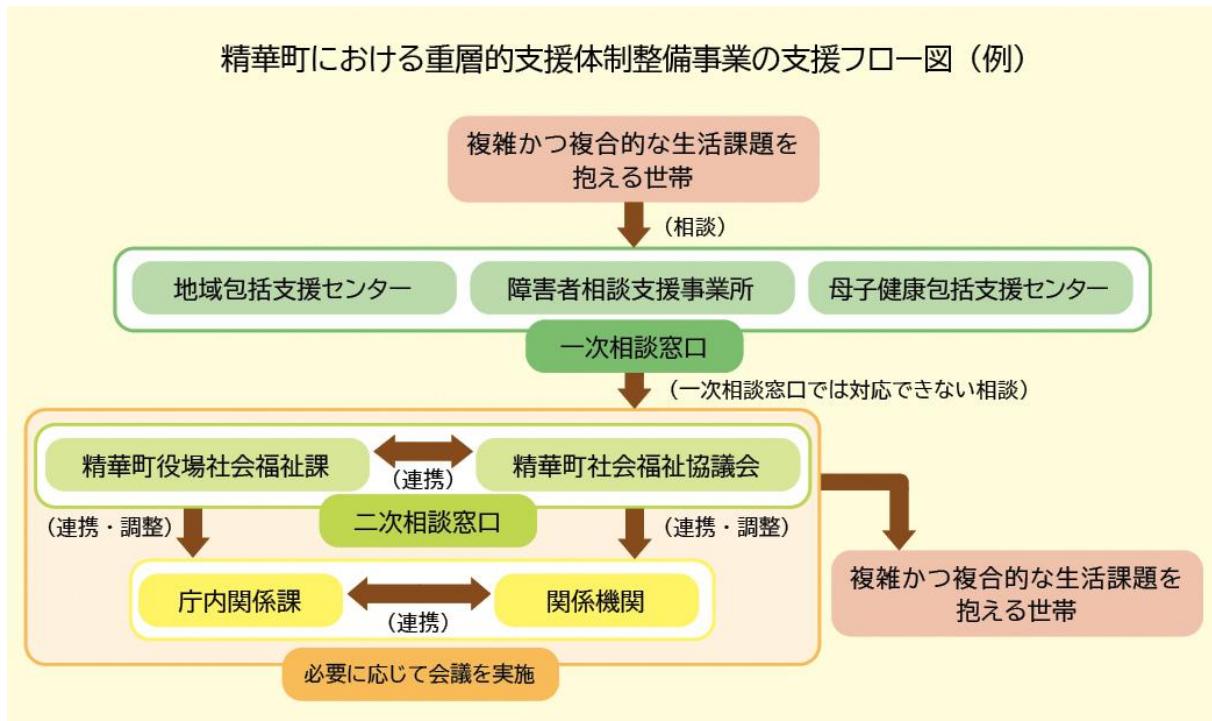
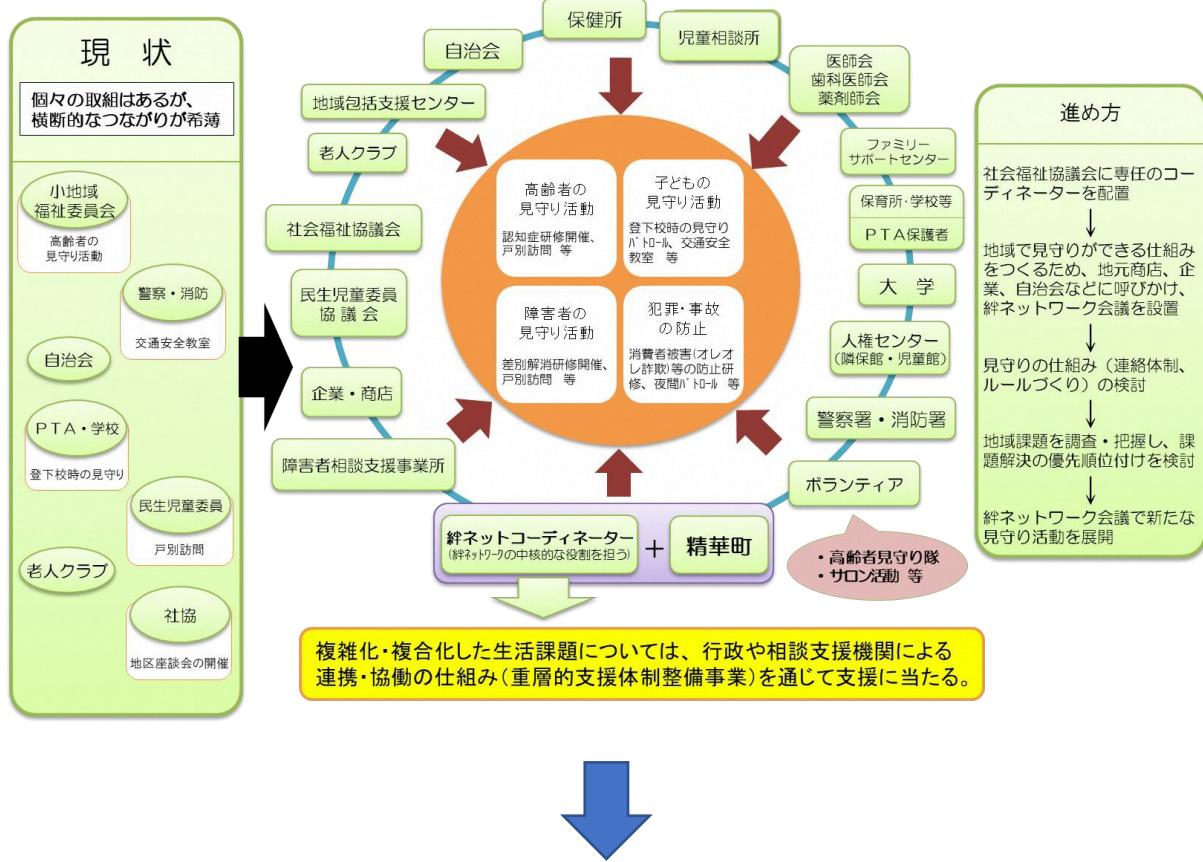
本町では、自治会単位の小地域福祉委員会活動の強化を図るとともに、公的組織と民間組織の連携を強化するため、絆ネットワークの構築に取り組んでいます。

絆ネットワークには、専任のコーディネーター(コミュニティ・ソーシャルワーカー)を配置し、次の4点の機能の充実を図っています。

- 住民とともに地域ニーズを発見し、相談支援につなぐ機能
○ 個別の制度だけでは対応できない生活課題に、あらゆる社会資源を活用して対応する機能
○ 住民の生活課題を「丸ごと」対応できるオールラウンダーとしてのソーシャルワーカーの育成
○ 各団体が地域の課題について横断的に調整し、取り組みを推進する機能

絆ネットワークのイメージ

～地域で地域を見守るシステムの構築～



3. アンケート調査からみる本町の現状

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、住民の地域福祉に関する考え方や意見を把握し、町の施策や計画の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

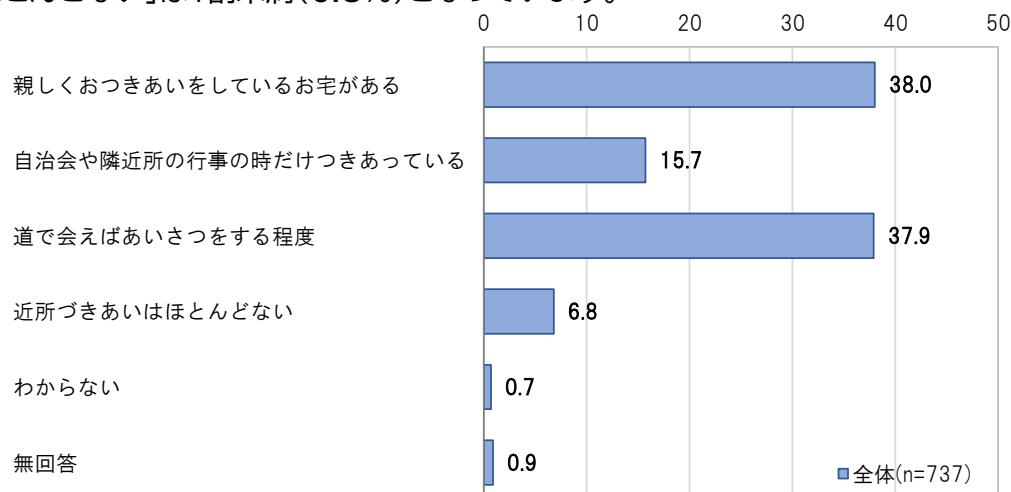
- 調査対象:精華町にお住まいの18歳以上の男女2,000人(無作為抽出)
- 調査方法:郵送配布-郵送回収
- 調査期間:令和4年8月18日(木)~令和4年9月9日(金)
- 回収数:737票
- 回収率:36.9%

(2) 調査結果から見る地域福祉の状況

① 地域の関わりに対する意識

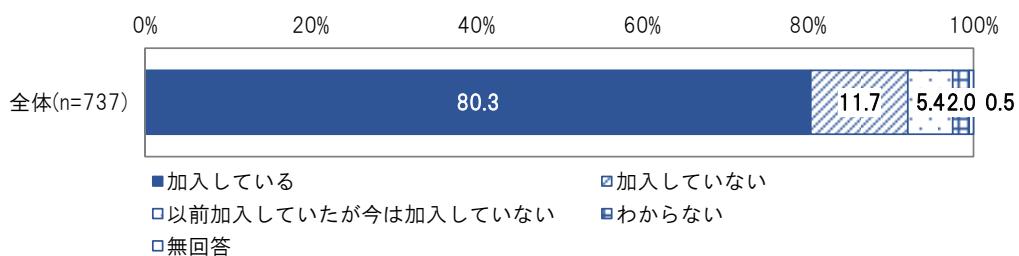
○ 隣近所とのつきあいの程度

隣近所とのつきあいの程度は、「親しくおつきあいをしているお宅がある」(38.0%)と「道で会えばあいさつをする程度」(37.9%)とともに4割近くと多くなっており、「近所づきあいはほとんどない」は1割未満(6.8%)となっています。



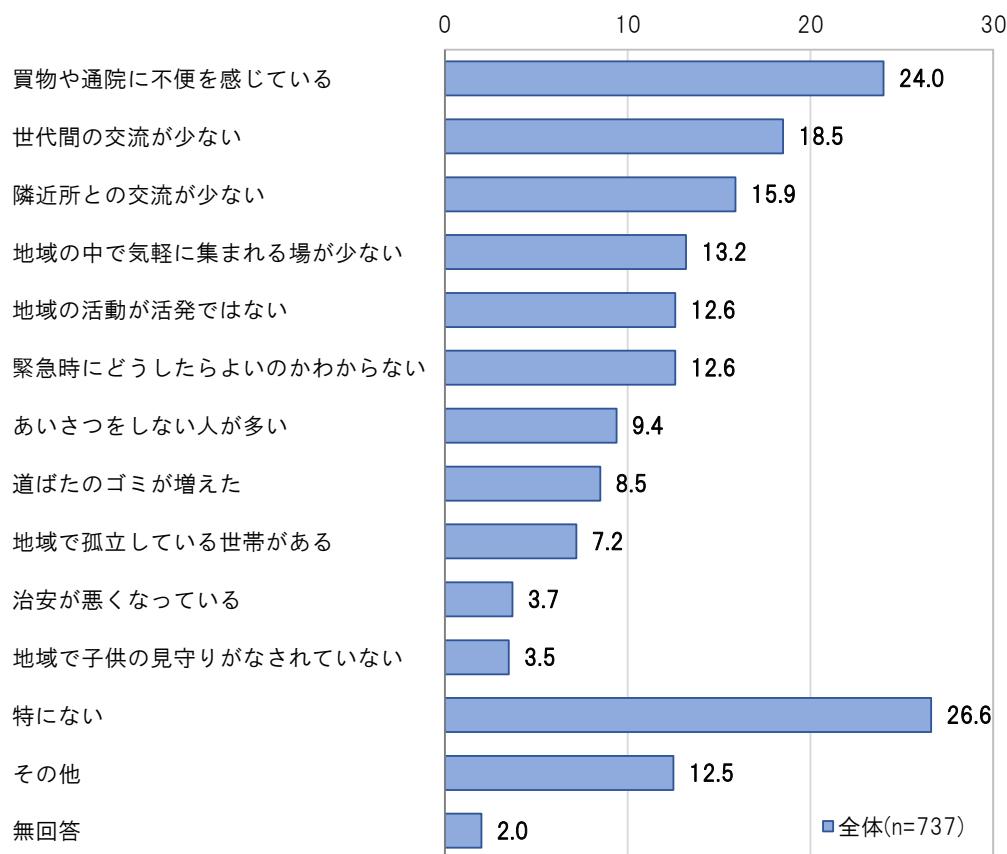
○ 自治会への加入状況

自治会への加入状況は、「加入している」が80.3%と約8割を占め、「加入していない」(11.7%)は1割程度となっています。



○ 住んでいる地域の問題点【複数回答あり・回答数制限なし】

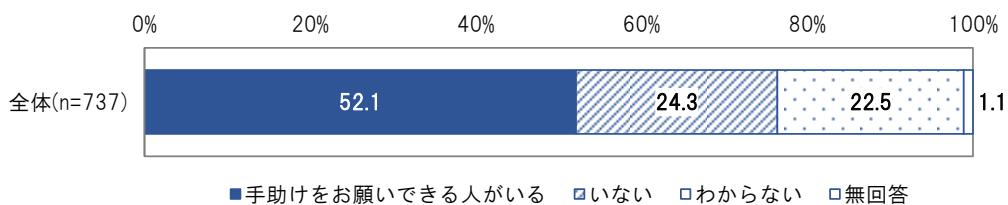
「買物や通院に不便を感じている」が 24.0%と高く、次いで「世代間の交流が少ない」(18.5%)、「隣近所との交流が少ない」(15.9%)の順となっています。



② 困りごとの相談や情報の収集について

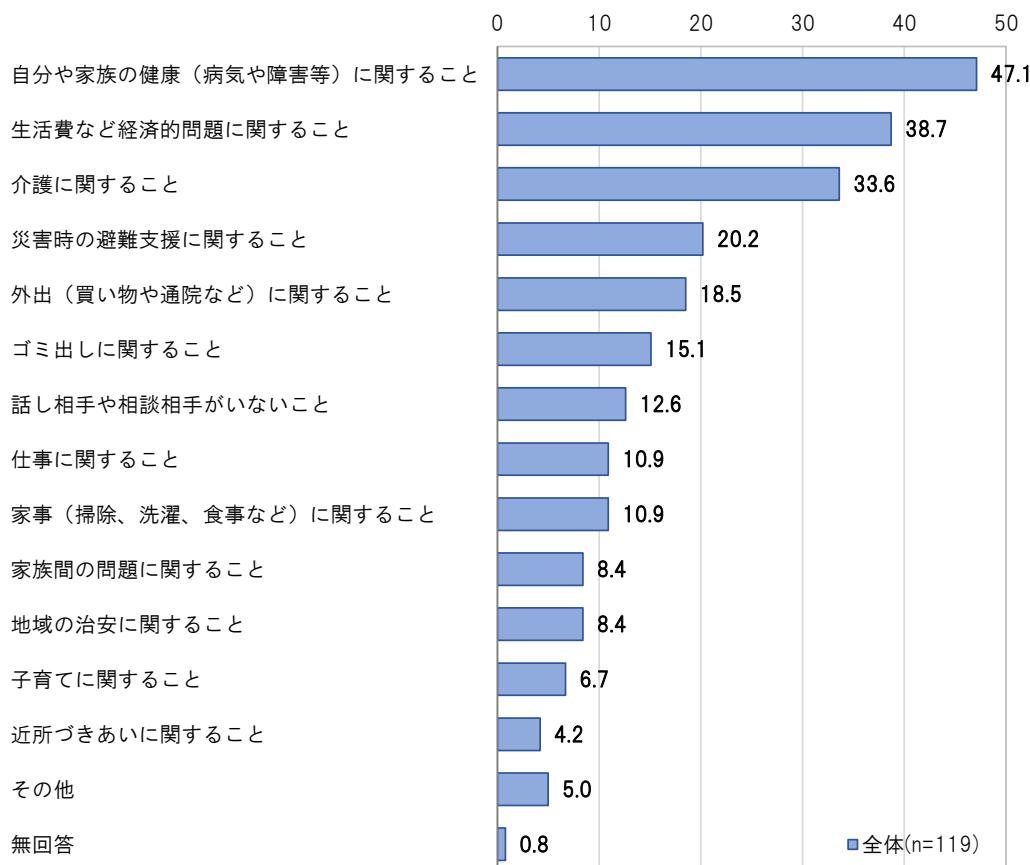
○ 困ったときに手助けをお願いできる近所の人の有無

困ったときに手助けをお願いできる近所の人の有無は、「手助けをお願いできる人がいる」が 52.1%と半数以上を占めて最も多く、「いない」は3割未満(24.3%)となっています。



○ 困っていることの内容【複数回答あり・回答数制限なし】

困っていることの内容では、「自分や家族の健康(病気や障害等)に関することが 47.1%と半数近くを占めて最も高く、次いで「生活費など経済的問題に関するここと」(38.7%)、「介護に関するここと」(33.6%)の順となっています。

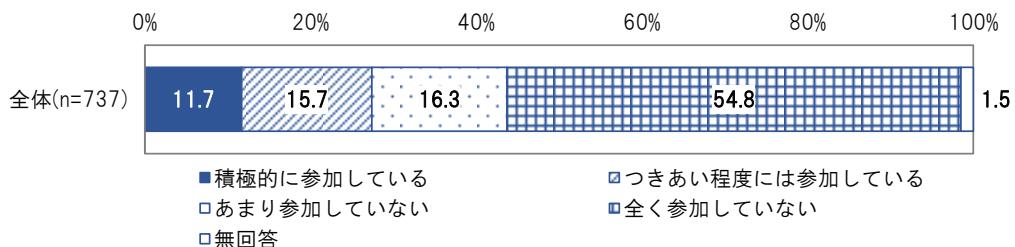


※ 現在の生活状況に関する設問で「とても困っている」または「少し困っている」と回答した人のみ回答
(全体 n=119 件)

③ 地域福祉に係る活動への参加について

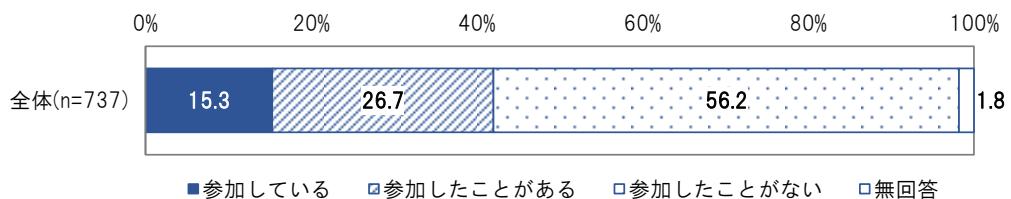
○ 自治会をはじめとする地域団体の活動への参加状況

自治会をはじめとする地域団体の活動への参加状況は、「全く参加していない」が 54.8%と半数以上を占め、「あまり参加していない」(16.3%)と合わせると、『参加していない』人が7割以上を占めています。



○ ボランティアなどの活動への参加状況

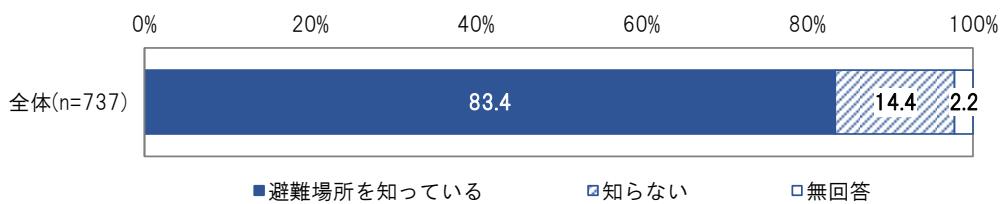
ボランティアなどの活動への参加状況は、「参加したことがない」が 56.2%と半数以上を占めて最も高く、次いで「参加したことがある」が 26.7%となっており、「参加している」は2割未満(15.3%)となっています。



④ 緊急災害について

○ 緊急災害時の避難場所の認知度

緊急災害時の避難場所の認知度は、「避難場所を知っている」が 83.4%と8割以上を占めているものの、「知らない」が 14.4%と1割を超えており、年代別にみると、「避難場所を知っている」が 60 歳代で 90.2%と最も高く、80 歳以上で 66.3%と最も低くなっています。「知らない」をみると、30 歳代、80 歳以上でともに2割を超えており、その他の年代に比べて高くなっています。

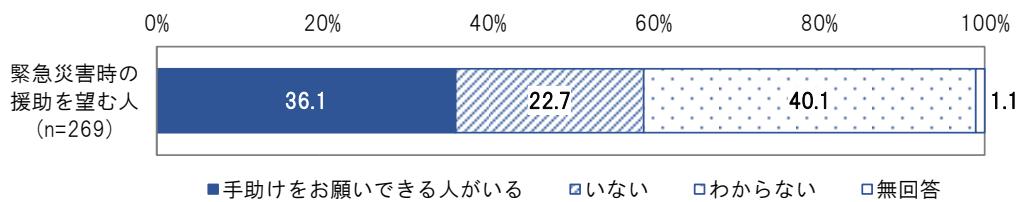
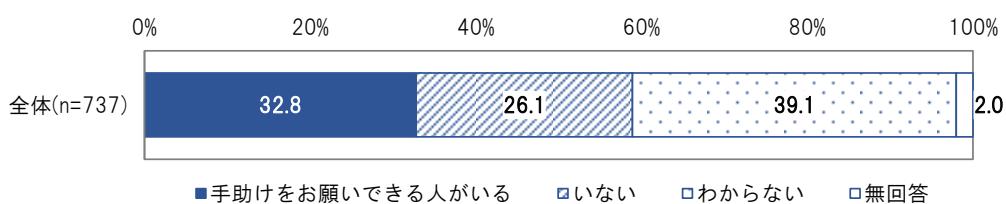


○ 緊急災害時に避難の手助けについて

緊急災害時に避難の手助けをお願いできる近所の人の有無は、「手助けをお願いできる人がいる」が 32.8%と3割以上を占めているものの、「いない」が 26.1%と3割近くを占めています。

緊急災害時の援助を望む人の避難の手助けをお願いできる近所の人の有無は、「手助けをお願いできる人がいる」が 36.1%と、住民全体(32.8%)と比べるとやや高いものの、大きな差異はみられません。

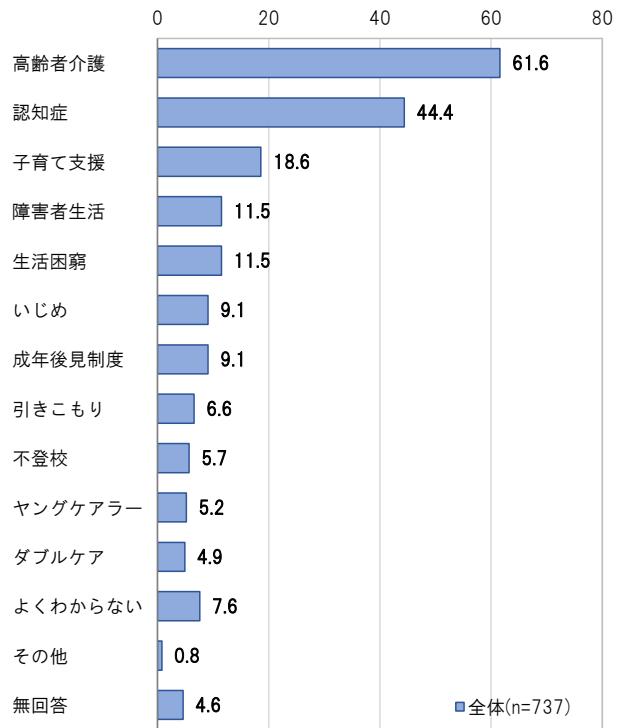
また、緊急災害時の援助を望む人のうち、2割(22.7%)は避難の手助けをお願いできる近所の人が「いない」という結果となっています。



⑤ 福祉課題や見守り・生活支援について

○ 福祉課題や福祉制度で関心のあること 【複数回答あり・回答3つまで】

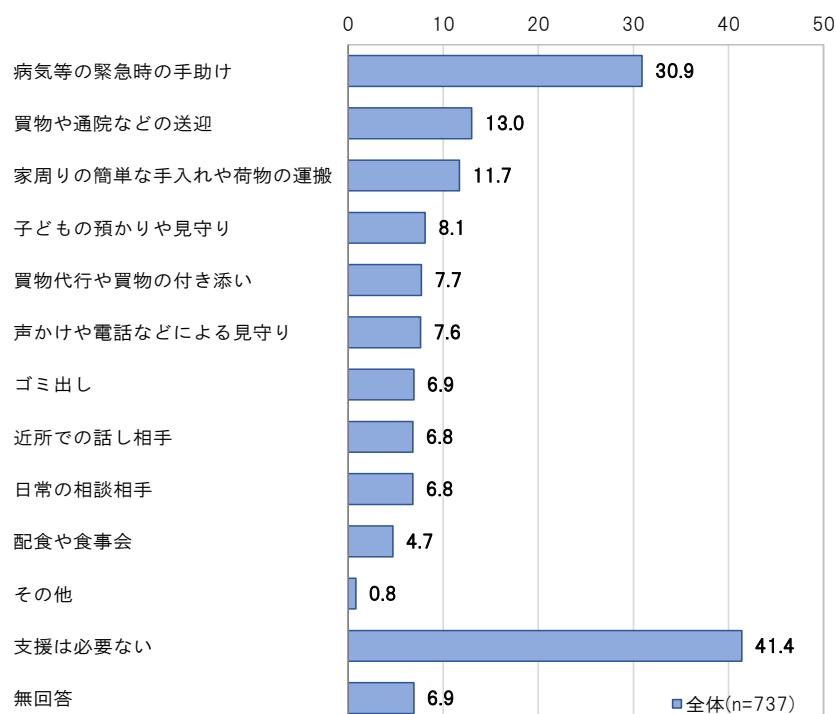
福祉課題や福祉制度で関心のあることは、「高齢者介護」が 61.6%と6割以上を占めて最も高く、次いで「認知症」(44.4%)、「子育て支援」(18.6%)、「障害者生活」および「生活困窮」(11.5%)の順となっています。



○ 地域で利用したいと思う生活支援 【複数回答あり・回答数制限なし】

地域で利用したいと思う生活支援は、「支援は必要ない」が 41.4%と最も高くなっています。

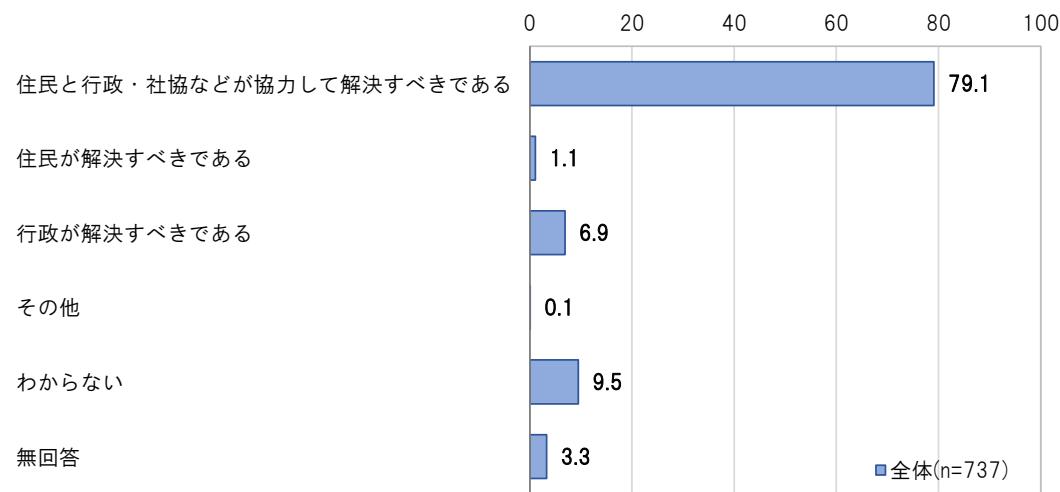
具体的な生活支援では、「病気等の緊急時の手助け」が 30.9%と高く、次いで「買物や通院などの送迎」(13.0%)、「家周りの簡単な手入れや荷物の運搬」(11.7%)の順となっています。



⑥ 地域福祉の取り組みについて

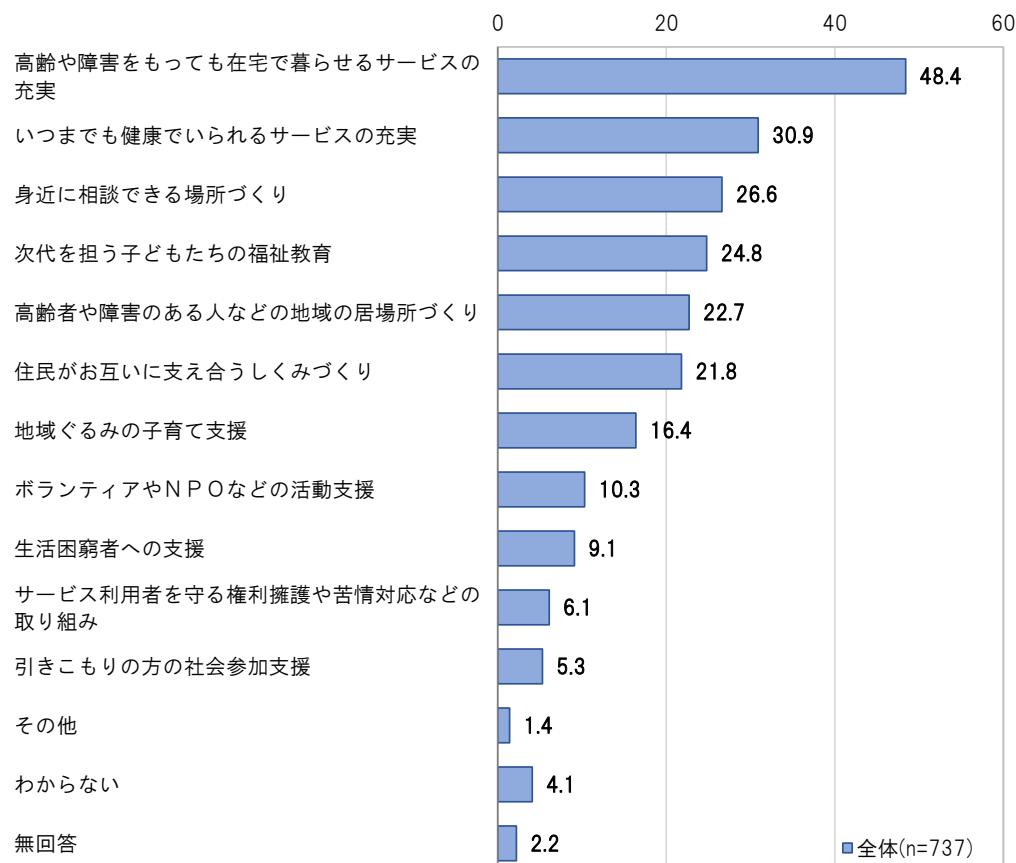
○ 地域の問題や課題の解決方法についての考え方

地域の問題や課題の解決方法についての考え方は、「住民と行政・社協などが協力して解決すべきである」が 79.1%と約8割を占めており、ほとんどの人が協力して解決すべきと考えている結果となっています。



○ 精華町が優先して充実すべき施策【複数回答あり・回答3つまで】

今後、精華町が優先して充実すべき施策は、「高齢や障害をもっても在宅で暮らせるサービスの充実」が 48.4%と半数近くを占めて最も高く、次いで「いつまでも健康でいられるサービスの充実」(30.9%)、「身近に相談できる場所づくり」(26.6%)、「次代を担う子どもたちの福祉教育」(24.8%)の順となっています。



4. 地域懇談会(ワークショップ)からみる本町の現状

- 開催日時
令和5年11月8日(水) 18:00~20:00
- 開催場所
精華町役場 2階 交流ホール
- 参加者
24名(精華中学校区:10名、精華西中学校区:9名、精華南中学校区:5名)
- 実施方法
ワークショップ(WS)形式
2部構成 : WS①(まちの「今」を見つめる) WS②(まちの「これから」をみんなで考える)
- ワークショップ(WS)で出た主な意見まとめ
WS①では、各圏域ごとに分かれ、自分たちの地域で「普段気になっていること」や「課題だと思っていること」を3つのテーマに分類してまとめ、つづく WS②ではそのテーマごとに、まちのこれからに「あったらいいな」「できたらいいな」と思うことや、そこに「関わってほしい機関・団体や人」について、グループワークで想像力を膨らませ、楽しみながら語り合いました。

[テーマ1] この町で最期まで暮らし続けることができるまちづくり

(ex.福祉サービス・施設、交通、住環境など)

カテゴリ	楽しい暮らし	交通	充実した施設
「普段気になっていること」「課題だと思っていること」	<ul style="list-style-type: none"> ・店がない ・危険な高木が多い ・公園が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良交通のバス停がなくなった ・交通の便が悪い ・道路環境が悪い ・買い物、病院への交通 ・高齢者の移動手段、バス停まで遠い方が買い物、通院でタクシー利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の高齢者施設が少ない ・独居高齢者 ・高齢者が増えているのに施設が少ない
「あったらいいな」「できたらいいな」「したい」と思うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・居酒屋・赤ちょうちん ・キャンプができるような場所 ・給食も食べれる食堂 ・高齢者と子供たちが交流できる(自然)遊び場＆レストラン ・駅前にコンビニ ・気軽にいつでも通えて安いスポーツジム＆カフェ ・おいしいおばんざいのお店(はかり売り) ・商店街があったら ・楽しく飲み食いができる場所 ・いろいろな趣味のクラブ(ボーリングやボードゲームなど) ・駅前にプールがあつたらいいね ・駅前にもっとお店ができてにぎわってほしい！ ・いつでも好きな時に食べたいものを食べられ、ゆっくり休んだり音楽が聞けるところ ・学校や幼稚園などで高齢者ができる範囲でお手伝いする 	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に利用できる安価な交通手段・ライドシェアなど ・無料タクシー券 ・無人タクシー ・家の前まで出かけるとき迎えに来てくれる自動の車があつたらいい ・公共交通の充実 ・全自动クルマ ・運転免許を返納したあとの足 ・路面電車みたいな乗り物でも可 	<ul style="list-style-type: none"> ・団塊世代ジュニアも安心して齢をとれる町 ・知人のいる老人ホーム ・福祉サービス施設 ・無料で使えるパーティー・おしゃべりなどできるスペース ・近くに楽しく集える施設がもっとあれば… ・ホテルみたいな施設があつたらいいな ・気軽に行ける安いお風呂もあるスポーツジム 送迎バスがあれば良い ・悩み、相談を聞いてくれる場所(気楽に) ・顔を見ない人は訪問を心掛ける ・いつでも気軽に借りれる会議等ができる場所、その場所に欲しい情報があり、人とつながれる場所 ・居間としての集会所の活用(夕食後)
関わってほしい機関・団体や人(キープレーヤー)	<ul style="list-style-type: none"> ・近鉄 ・町 ・国＆府 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校などの教育機関 ・企業 	

[テーマ2] 困ったときに支え合える地域コミュニティや支援体制
(ex. 自治会、見守りネットワーク、災害対策など)

カテゴリ	見守り	きずな	移動手段
「普段気になっていること」「課題だと思っていること」	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で見守りや災害対策 ・見守りネットワークが構築できない ・災害対策が気になる ・ごみの未回収が多い ・個人情報が守られすぎて情報が来ない ・空き家や耕作放棄地が増えてきた 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会役員のなり手がない ・自治会に参加減少である ・自治会員は強制であるべき ・個人を尊重して問題を見過ごす ・住民コミュニケーション不足 ・コロナ禍で以前に比べてコミュニティが希薄になっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世帯が多い。子供は少ない ・障害者のため役立つ災害ネットワーク等がない ・高齢者のひとり暮らしが多い
「あつたらいいな」「できたらいいな」「したい」と思うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方にもっと目を向けてほしい ・障害者のための避難にビブスがほしい(手話通訳、耳の聞こえない) ・区民(住民)のための情報誌(かわら版) ・防災グッズ等を配る領布会を開く(物を配ると人が集まる) ・町が音頭を取り各自治会単位で市を開催 ・地道に行事をコロナ前のレベルに戻す ・情報の共有化 ・精華町産農作物が安く買える憩いの場 	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダーの養成 ・研修会を増やす ・近隣への声かけ、隣の人が見える地域 ・地域住民の困っていることに対し相談できる場 ・あんしんサポート相談の窓口 ・楽に死ねたらしいね！・近隣とのつながり楽しいものに ・住民(地域)の居場所づくりがもっと簡単に出来たらいいなあ ・ボランティアが気軽に応募してくれる約束事があればいいのになあ ・この街に住んで良かったと思える祭りやイベント(振興地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・精華町内を自由に行き来できるバス ・精華町版ライドシェア ・精華町版移動販売 ・移動スーパー ・くるりんバスの便数を増やす(料金もタダに！)
関わってほしい機関・団体や人(キープレーヤー)	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャー ・役場 ・キャラバンメイト、チームオレンジ ・シルバー人材センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校(小・中・高) ・地域福祉ドットコム ・さわやかウェスト ・民生委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良交通 ・スーパーマーケット ・ドローン ・ネット販売で購入するためのサポート役

[テーマ3] 町民みんなが活躍できる場や機会づくり
(ex. ボランティア、雇用、イベント、農福連携など)

カテゴリ	交流の場 施設づくり	農耕体験を通して	公共交通(機関)
「普段気になっていること」「課題だと思っていること」	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア高齢化でボランティアをして働く人が少ない ・ボランティア活動をしている人が高齢のため減っている ・教える人が少ない ・あいさつ知らない ・町民体育大会がなくなって交流の場が減少 ・特養が増えたとしても箱ができるだけで働き手がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・田を耕作する人が少ない ・農業後継者 ・担い手不足 ・雑草農地 	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン参加者の送迎方法 ・社協の仕事多すぎる(消化不良?)
「あつたらいいな」「できたらいいな」「したい」と思うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣者間の声かけ ・高齢者間のコミュニティ ・高齢者のおでかけ ・皆が健康寿命を延ばし助け合える地域づくり ・高齢者、近隣者の居場所づくり ・情報共有の場があれば良い ・情報の共有 ・地域の中での横のつながり ・大人、子供の共有できる体育祭を再現してほしい ・町全体でおとなこども共に楽しめる体育祭を ・道の駅 ・交流拠点 食事、喫茶店 ・懇話室(交流場所) ・こども食堂のような高齢者食堂 	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業を通して交流し合える機会をつくってほしい ・共助の農作業 ・田畠で共に野菜作り 高齢者と野菜を育てて食べ物の大切さとおとな・子どもで共有できたらな 	<ul style="list-style-type: none"> ・無料送迎車両 ・高齢者のバス無料券 ・コミュニティバスの充実 ・ボランティア(精華町内)団体の詳細がわかる精華町のホームページにする(興味をもって入られるように)
関わってほしい機関・団体や人(キープレーヤー)	<ul style="list-style-type: none"> ・芸人、催しを企画する人 ・地域 ・自治会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校 ・シルバー人材センター ・近隣の人 	

5. 第3次地域福祉計画の振り返り

第3次地域福祉計画では、3つの基本目標を設定し、その目標に関連する6つの施策を着実に進めてきました。以下に、第3次地域福祉計画の基本目標及び施策に対する令和4年度までの取り組み状況と評価について記載します。なお、成果・実績の数値については、平成30年度と令和4年度を比較して記載しています。(一部、令和元年度及び令和2年度との比較項目があります。)

[目標1] 「我が事」の支えあいのきずなが実感できる

[施策1] 「我が事」で支えあう地域づくり

項目	成果・実績	課題
① 気心知りあう身近な関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> 町内42自治会に対して、世帯数や配布方法などに応じた額の運営助成金を交付している。 精華町ふれあいサロンは、36地域でサロン活動が展開されており、介護予防・生きがいづくり、社会参加の促進につながっている。 小地域福祉委員会が設置されている自治会は21か所あり、年2回程度、小地域福祉委員会関係者会議、研修を開催している。 地域ひとつなぎ事業として、訪問等による高齢者の見守り活動の充実・強化をするため、13団体に対し助成金を交付した。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会加入率の低下が大きな課題としてある中で、超高齢社会を見据えて、今後自治会でどのような活動を行っていくのかを模索する必要がある。 ボランティアが高齢化している。また地区によってはない地域もある。今後それぞれの地区に広げて行く必要がある。 イベント型の活動が中心となっている地域など小地域福祉委員会実施自治会の活動内容に地域差がある。
② 担い手の確保と後継者の育成	<ul style="list-style-type: none"> 住民福祉団体である「せいか地域福祉ドットコム」が各中学校区にて地域の見守り、生活支援(病院等の付き添い、庭の手入れ、ゴミ出しなど)、居場所づくり、環境美化活動などを行った。 <高齢者の生活支援延べ件数> (H30:573件)→(R4:859件) まちづくりの担い手となる地域公共人材の育成を図るため、「せいかまちづくり塾」を開催している。 <受講者数> (H30:62名)→(R4:36名) 住民の参画により健康づくり活動を実践している「せいか365プロジェクト」活動団体数が増えた。 <活動団体数> (H30:6団体)→(R4:8団体) 身近な公共施設の環境美化、保全について、町民等がクリーンパートナーとなり、ボランティアで管理。 <団体数・参加者数> (H30:27団体・1,635名) →(R4:32団体・1,630名) 老人クラブは、自治会ごとに組織され、高齢者の生きがい、健康、仲間づくりを目的にスポーツ、社会奉仕、世代間交流など様々な取り組 	<ul style="list-style-type: none"> 主力メンバーの平均年齢が75歳以上となっていることから、次の世代の担い手を確保していく必要がある。 まちづくり塾の受講生が一定の人数に達している中、それらの方々と地域での実践的活動をつなげるための工夫が必要。 新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受け、プロジェクト活動の制限があったが、今後も継続してせいか365プロジェクトネットワーク会議等を活用しながら、住民の主体的な健康づくり活動の推進に取り組んでいく。 公園の維持管理は収益性のあるものではないため、コスト縮減が課題となっている。 高齢者は増加しているが、老人クラブ加入対象者の生活は多様化しており、会員の減少や高齢化が進んでいる。

	<p>みが行われている。</p> <p><団体数・参加者数> (H30:27団体・2,085名) →(R4:27団体・1,835名)</p> <ul style="list-style-type: none"> せいか地域IT サポーターによる役場内のパソコン基礎相談会を週1回実施している。 <p><相談者数> (H30:313名)→(R4:121名)</p>	
③ ボランティア活動の支援と促進	<ul style="list-style-type: none"> 福祉人材担い手育成支援事業として要約筆記・手話・点字等の講座を行った。 <p><講座内容・参加者数> (H30:手話・38名) →(R4:要約筆記・10名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 精華町社会福祉協議会では、精華町ボランティアセンターを運営しており、広報活動、相談援助活動、人材育成活動、助成などを実施している。 <p><登録団体数> (H30:57団体)→(R4:58団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民の困りごと解決のために社協から商店・事業所などに「まちの福祉サポート店」として買い物支援・見守り支援・募金箱設置・活動啓発などの協力を呼び掛けている。 <p><登録団体数> (H30:164団体) →(R4:168団体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 講座の修了者がボランティアとして活動を続けるように誘導する方策が必要である。 ボランティアの高齢化によりメンバー数が減少している。 ボランティアセンターの認知度を高める活動が必要であるとともに、相談機能の強化が課題となっている。 まちの福祉サポート店の取り組みを広く知っていただくための活動が課題。サポート店の中には、活動が形骸化しているところもある。

[施策2] 防災・防犯対策の充実

項目	成果・実績	課題
① 地域における減災・防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の登録名簿を毎年、自治会、自主防災組織、民生児童委員などへ配布し、平常時からの地域での見守りや対象者の把握に活かされている。 <p><名簿登録者数> (H30:2,322名) →(R4:1,996名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防本部及び消防団を中心に、防火指導や防火訓練が実施されているほか、防災マップ等を用いて自主防災活動時に防災講話等の防災の啓発を実施した。 <p><訓練実施回数・参加者数> 初期消火訓練・資機材取扱訓練 (H30:14回・393名) →(R4:12回・290名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 名簿の活用方法が分からぬといった自治会や名簿自体を受け取らない自治会があることから、名簿の活用方法や個人情報の取り扱いなどについて啓発を行う必要がある。 自主防災組織が実施する活動時に関係機関との連携を図っていく必要がある。 本町は過去に起きている災害が比較的少ないとから、災害が起きにくいと考える住民が多いところがある。 緊急物資の備蓄について、現在、すべての指定避難所に保管できておらず、災害時の配給に際して人手を割く必要がある。
② 地域防犯対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの非行防止や安全の確保、地域全体の防犯に向けて、スクールヘルパーによる登校時の見守 	<ul style="list-style-type: none"> 学校及びPTAとの連携により活動していただける組織づくりが必要である。

	<p>りやパトロールを行った。</p> <p><登録者数></p> <p>(H30:479名)→(R4:539名)</p> <ul style="list-style-type: none">・家庭、学校及び社会の密接な連携のもとに、青少年の健全な育成を図るため、青少年健全育成事業を実施した。 <p><具体的な取組内容></p> <p>防犯ブザーの配布(町内各小学校新入学・転入児童及び中学校転入生徒対象)</p>	<ul style="list-style-type: none">・見守り活動に関しては閉庁時には対応できないため、利用できるアプリ等をすすめて行く必要がある。
--	--	---

[目標2] 私たちの生活のしづらさが「丸ごと」受け止められる

[施策3] 「丸ごと相談支援」の体制強化

項目	成果・実績	課題
① 福祉をつなぐネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関する総合相談事業として「絆ネット構築支援事業」を実施し、福祉の総合相談や多機関協働に向けた研修会を実施した。 <相談件数> (H30:118件)→(R4:183件) 人権センターにおいて、高齢者の生きがいや健康意識を高めるとともに、住民相互の理解と交流を促進するため、各種教室を実施した。(ヨガ教室、生け花教室、書道教室、習字教室など) 民生児童委員を各地区に配置し、見守りが必要な高齢者等の安否確認や必要に応じて行政や支援機関へのつなぎ役としての役割を果たしている。 <実人数(定数:64名)> (H30:62名)→(R4:63名) 人権問題に対する正しい認識と理解を深め、人権意識の向上を図るため、人権擁護委員による人権相談等を実施した。 <相談件数> (H30:21件)→(R4:17件) 	<ul style="list-style-type: none"> 重層的支援体制整備事業の実施に向けて、府内関係課及び外部の関係機関に対して、制度の周知と連携体制の強化を図っていく必要がある。 健康志向の高まりの影響で、参加希望者が年々増加傾向の教室もあり、施設規模と環境から最適なプログラムを検討する必要がある。 民生児童委員の担い手は高齢者が多く、また、就業年齢も高齢化していることから、新たな担い手の確保が難しくなっている。 SNSを利用した差別事象などが全国各地で発生していることから、人権問題は身近な問題として、住民に幅広く啓発し理解を深めていく必要がある。
② 相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者・障害者・子育て等、各制度により相談支援が実施されている。また、虐待事例や困難事例の対応では、関係機関が連携を図りながら対応を行っている。 <相談件数> 【高齢分野】 地域包括支援センター (H30) 北部:689件・南部:954件 →(R4) 北部:1,214件・南部:1,870件 【障害分野】 相楽地域障害者生活支援センター (H30:1,578件) →(R4:2,037件) 【児童分野】 母子健康包括支援センター ○妊婦面談数 (R1:245件(97.6%)) →(R4:176件(98.9%)) 子育て支援センター (H30:359件) →(R4:491件) 【その他】 DV相談(新規件数) 	<ul style="list-style-type: none"> 複合的な問題を抱える事例が増加傾向にあり、1つの相談機関だけでは対応が困難な状況となっており、他の関係機関や地域住民を巻き込んで解決を図れるよう、地域のネットワークを構築する必要がある。 相談機関がサービス利用者の増加や複雑化する相談内容により業務多忙な状況が生じている。 コロナ禍を経て、人とのつながり方や情報の収集方法等に変化が生じている。他者とのつながりが希薄になりがちな側面もあり、孤立化を防ぐため、集まる場や相談窓口の整備の他、関係機関と連携し、訪問支援をしていく必要がある。 DV被害者の多くが子どものいる家庭であり、子どもへの面前DVの可能性も考えられることから、児童虐待対策の部署との連携が必須である。

	(H30:3件)→(R4:10件) こころの相談室 (H30:86件)→(R4:165件)	
--	---	--

[施策4] 福祉サービスの充実

項目	成果・実績	課題
① 互助のサービス・活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファミリー・サポート・センター事業は会員登録数、依頼件数ともに年々増加している。依頼内容の最多は「保育所終了後のお迎えと預かり」となっている。 <依頼会員数・援助会員数・延べ活動回数> (H30:71名・34名・370回) →(R4:126名・40名・512回) ・ 日常生活を営むのに支障があり、何らかの理由で公的な福祉サービスの利用が困難な方に対して、住民相互の助け合いによるふれあいサポート事業を実施した。 <利用者数・延べ活動回数> (H30:61名・976回) →(R4:37名・422回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファミリー・サポートの依頼内容が多様化しており、援助会員では対応するのが難しく活動に結びつかないケースもある。 ・ 援助会員養成講座の新規受講者不足が課題となっている。 ・ ふれあいサポート事業は、住民主体による自治会、校区単位で活動が展開されるよう支援する体制が必要である。
② 生活困窮からの自立支援と権利の擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮の相談については、令和2年度から福祉相談員を配置し、困窮に至る経過を聞き取る中で、役場では適宜、福祉事務所がある京都府山城南保健所に情報提供を行い、必要な支援が受けられるようつなぎの支援を行った。 <相談件数> (R2:138件)→(R4:174件) ・ 成年後見の利用促進に向けて令和元年度に「精華町権利擁護・成年後見センター」を精華町社会福祉協議会に設け、権利擁護や成年後見に関する相談支援等を実施した。 <相談件数> (R1:1,741件)→(R4:1,852件) ・ 児童虐待等の「要保護児童等」の早期発見及び適切な保護や支援を図るために、関係機関等が連携し情報共有や支援の内容を協議するためのネットワークである要保護児童対策地域協議会を設置している。 <相談件数> (H30:98件)→(R4:155件) ・ 自殺対策の取り組みとして、町職員等を対象に、ゲートキーパー研修を実施した。 <受講者数> (H30:23名)→(R4:28名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町として生活困窮者に直接支援する事業等がない。福祉事務所を構えていないため、山城南保健所との連携が今後も重要になってくる。 ・ 町内に成年後見制度に精通した人材がいないことから、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体と連携を図る必要がある。 ・ 要保護児童数は増加傾向であり、多機関が有機的に協働・連携を進めるための「調整機能」を高めることが、要保護児童対策地域協議会に求められている。 ・ 起こってしまった虐待対応だけではなく、発生を未然に防止する取り組みを同時進行させることが必要である。 ・ 町職員の大半がゲートキーパー研修を受講済みであるため、今後、研修のレベルアップや対象者の拡大も視野にいれる必要がある。

[目標3] 地域福祉がまちづくりの基軸となっている

[施策5] 福祉意識の醸成

項目	成果・実績	課題
① 福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 学校における福祉教育の取組として、話体験、点字体験、車椅子体験、車椅子フットボール体験、ボッチャ体験を実施した。 特色ある学校づくり支援事業として、小学校では、アンサンブルクラブ、農業体験を実施、中学校では、福祉体験活動、花いっぱい運動、地域との交流活動を実施した。 学校における人権教育の取組として、南山城支援学校との交流学習を実施した。 人権啓発推進委員会を設置し、町人権展、図書特設コーナー、シネマサロン、啓発新聞などの広報啓発活動を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 体験学習で学んだことをいかに実践に結びつけるかが課題となる。 従来の農業体験を通じた地域交流だけでなく、地域における個性や特色を活かして、より興味を引き出せるようにする。 人権が抱える課題は多岐にわたるため、啓発活動では「子どもの人権」など、関心の高い他のテーマとも関連づけることで、幅広い層の参加が得られるよう工夫する。
② 人権意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する記事を広報誌や町HPに毎月掲載した。 男女共同参画の講座を令和4年度に1回開催した。 障害者スポーツの普及啓発として、ボッチャの競技用具の貸出を行った。 (令和4年度貸出実績) 精華中学校:3回、精華台四丁目ふれあいサロン:1回、株式会社けいはんな:1回 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会の大きな障害の一つとなっている固定的性別役割分担意識は、人々の意識の中に長い年月をかけて形づくられたものであるため、継続して啓発を実施していくことが必要である。 障害者スポーツについては、限定的な普及啓発となっており、広く市民に理解がされていない状況がある。

[施策6] ユニバーサルなまちづくり

項目	成果・実績	課題
① 地域福祉推進体制の再編	<ul style="list-style-type: none"> 諸課題の解決策の一つとして、他自治体での小学校区連絡協議会の取組みを情報提供する等し、自治会活動の広域化の検討に対して支援、助言し、連合会の役員会等において議論を進められた。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な動きには未だ至っていないが、町としても、自治会連合会とともに、引き続き議論を進めていく必要がある。 今後、少子化や開発の進み具合によっては、学校規模の適正化についての検討が必要になる。
② 情報のプラットホームづくり	<ul style="list-style-type: none"> 就学前の子育て家庭向けに、わかりやすい内容での子育て情報を毎年提供していくために、せいか子育て情報誌「sukusuku」を作成し、出生届及び子育て世帯転入届提出時などに対象者に配布した。 紙媒体である広報誌「華創」や、ホームページやソーシャルメディアなどインターネットを通して情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援に関わる人材が活用しやすいよう子育て情報誌の編集、配布を行う。 子育て世帯の手元に子育てに必要な情報が行き届くようさらに周知を行う。 アクセシビリティの確保や維持・向上のための適切なページ作成方法を徹底する必要がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ アクセシビリティの確保・向上のための適切なページ作成方法等に関する周知と新採対象の操作研修を行った。 	
③ バリアフリー化と合理的配慮の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内で建設予定の施設や店舗などが、バリアフリー化ができているかを確認し、必要に応じて指導を行った。 ・ 高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性向上等を促進するため、精華町鉄道駅等バリアフリー基本構想を策定した。 ・ 近鉄山田川駅においてバリアフリー化設備整備事業を行った近畿日本鉄道株式会社に対し、その事業費の一部補助を行った。 ・ くるりんバスの運行については、コロナ禍においても減便等無く運行できた。 <延べ利用者数> (H30:74,249名) →(R4:60,404名) ・ 町主催の講演会や研修会等に対して、要約筆記者や手話通訳者を配置した。 <対応件数> (H30) 要約筆記:8件・手話通訳者:3件 →(R4) 要約筆記:7件・手話通訳者:3件 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法的な強制力が無く、あくまで指導のみだが、町内の公共施設や店舗のバリアフリー化について、一定効果を上げている。 ・ バリアフリー基本構想に位置づけた事業の進捗確認を行なながら、バリアフリー化を図っていく必要がある。 ・ くるりんバスは、運行当初と比べ人口構成や住民のニーズも変化していることから、その改善に取り組んでおり、コスト的な制約も踏まえつつ、いかにして利便性を向上させていくかが課題である。 ・ 要約筆記者や手話通訳者については、人材不足であり、新たな人材の養成が必要である。

6. 計画課題

[課題1] 地域のつながりの強化

- ・ 人口減少、少子高齢化、核家族世帯の増加により、地域のつながりが希薄化しており、困りごとを抱えながらも相談する相手がなく、制度の谷間で孤立してしまい「生きづらさ」を感じている人が増えています。
- ・ 一方で、行政をはじめとする支援機関の相談体制には、依然として制度の縦割りによる弊害は存在し、支援する側にも「支援のしづらさ」があり、世代や属性を超えた支援体制の構築が課題となっています。様々な生活課題を抱えながらも、地域で孤立している世帯もあることから、地域のつながりを深め、互助の助け合いの仕組みを作っていくことが必要です。
- ・ 生活の支えあいに係る住民活動については、相互交流をいっそう進めることで、それぞれの活動団体の得意を活かしあい・不得意を補いあって、隣人の「生活のしづらさ」を「我が事」として支えあう町全体での住民活動のネットワークへと結びついていくことが望まれます。
- ・ これら「福祉の制度」と「地域の福祉力」の連携を図りつつ、一人ひとりの「生活のしづらさ」を「丸ごと」受け止め支える地域包括ケアシステムへと発展させていくことが求められます。

[課題2] 地域福祉の担い手の育成・確保

- ・ 「事例に学ぶ」「新しい取り組みにチャレンジする」「若者や転入者の新風を呼び込む」など、住民が生きがい・やりがいを持って自治会活動に取り組めるよう、これから時代の自治会のあり方を地域住民がともに考えて、活動の新たな展開を図ることが求められます。
- ・ 自治会活動において、地域の福祉課題への対応が重要となる中で、モデルとして取り組んでいる小地域福祉委員会の活動などを軸として、我が事・お互い様の地域の福祉力の基盤を強化していくことが求められます。
- ・ 地域福祉に係る住民活動について、それぞれの地域の実情を踏まえながら、自治会・小学校区・中学校区・町全体といった階層的な住民活動のまとまりを調整し、それぞれの住民活動の活力が保たれるよう図っていくことが求められます。
- ・ 「せいか地域福祉ドットコム」や高齢者ふれあいサロンなどの担い手の高齢化に対して、その世代交代を支援するとともに、住民主体の活動づくりのために行った「地域で『えん』づくり」の定期開催など活動の担い手を継続的に育成・確保する仕組みを整備することが求められます。
- ・ ボランティアについて「奉仕」の訳語が充てられたことで、ボランタリーゲームの本来の生き生きとした精神や創造性などが表現されていない側面があります。ボランティア活動における自己実現の可能性について、広く啓発し共有していくことが求められます。

[課題3] 防災対策の強化

- ・ 避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成が国から求められていること、また、令和4年度に実施した町民アンケート調査の結果においても、結果報告書P12の「(6)手助けをお願いしたいこと」では、「緊急災害時の援助」が全体の3割と一番多い意見となっています。また、防災について関心を持っている住民が多く、防災をテーマにした講演会や研修会には、参加される方が比較的多い傾向があります。
- ・ 災害時の避難先となる小中学校について、避難時に誰もがトイレ等の設備を使用できるよう、計画的に備えを充実させていく必要があります。
- ・ 避難所については、災害時の実稼働ができるよう入念な協議・調整を行い、介護・介助の必要を踏まえた備蓄や電源の確保などについても、具体的な備えを図っていく必要があります。

[課題4] 見守り体制の強化と地域生活課題の早期発見

- ・ 複雑かつ複合的な生活課題を抱える世帯が増えており、様々な関係機関が連携して支援に当たるケースが多くなっています。また、このような生活課題は地域の中では見えにくく、支援につながらないまま悪化した状態でようやく発見されることが多々あることから、見守り体制の強化と課題の早期発見は非常に重要なテーマです。
- ・ 「誰かの生活を地域社会から孤立させない」「誰かの『生活のしづらさ』を深刻な状況になる前に気づき受け止める」地域社会づくりのための周知啓発に努め、セーフティネットの強化を図っていくことが求められます。
- ・ 子育ての孤立、不登校・ひきこもりや子どもの貧困といった問題、一人暮らし高齢者や介護・介助が必要な人とその家族の地域社会からの孤立への対策、あるいは、複合的な生活困窮の状態への支援や自殺対策などについて、相談しやすい環境づくりが求められます。

[課題5] 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

- ・ 様々な立場の人が、生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で暮らし続けるための前提として、就労や居住、移動手段の確保ということは非常に重要な問題です。これらの問題を考えていく際には、高齢・障害・児童といった分野の法律・制度の垣根を超えた協議・議論の場が不可欠となります。
- ・ 各福祉分野において、協議会やコーディネーターの設置・配置がなされてきてはいますが、それをさらに深化させ、より実効的なものにしていくためには、あらためて地域共生の考え方を中心に置いた制度横断的な枠組みや仕組みの構築が必要と考えます。
- ・ 本計画で定める重層的支援体制整備事業実施計画の推進などから、本町における地域共生社会の実現に向けた具体的な取り組みの推進が求められます。

第3章 理念と計画目標

1. 基本理念

誰もが主役 支えあいのきずなを みんなでつくるまち 精華町

本町では、平成21(2009)年度に「第1次精華町地域福祉計画」を策定し、以来、「世代をこえて安心して住めるまち」を目指して、住民や地域組織、事業者等と一緒に様々な地域福祉活動を進めてきました。

さらに、平成31(2018)年度に策定した「第3次精華町地域福祉計画」では、それまでの本町における諸活動の実践の中で取り結ばれてきた人ととの^{きずな}絆を基礎に、地域共生社会の実現に向けて新たな一步を踏み出すべく基本理念を刷新し、「誰もが主役 支えあいのきずなを みんなでつくるまち 精華町」を掲げることとしました。

この「第4次精華町地域福祉計画」では、「住み慣れた地域で、世代をこえた人のつながりの中で、安心して日々を過ごせること」という第1次計画から継承している私たちの想いをさらに深めつつ、第3次計画で新たに掲げた基本理念を継承して、私たちが将来に望むまちのあるべき姿としての地域共生社会の実現に向け制度や分野の垣根を超えた支援体制を整備し、誰もが地域で孤立せずに安心して暮らせるようなまちづくりを進めます。

2. 計画目標

基本理念として掲げたまちのあるべき姿を求めていくため、次の3つをこの計画の目標とし、その達成を図っていきます。

[目標1] 「我が事」の支えあいのきずなが実感できる

安心した毎日の生活が、我が事・お互い様の支えあいによって得られるものであるという考え方と生活実感が定着し、誰もが当たり前に地域福祉の「支え手」となり「受け手」となることができる場と機会が設えられたまちとなることを目指します。

[目標2] 私たちの生活のしづらさが「丸ごと」受け止められる

加齢や障害のため介助・介護が必要となった時や、子育てが大変な時期、生活困窮の状態になった時など、住民の生活のしづらさを「丸ごと」受け止めて総合的に支援できる「多機関の協働による包括的な支援体制」の構築を目指します。

[目標3] 地域福祉がまちづくりの基軸となっている

コンパクトで“お互いの顔が見えるまち”である本町で地域共生社会づくりを進めるにあたり、一人ひとりを大事にする地域福祉の考え方をまちづくりの基軸の一つに据えて、あらゆる分野の取り組みを進めることを目指します。

3. 各行動主体の役割

① 行政

- ・ 各行動主体の役割を踏まえながら、それぞれの自主的な取り組みを支援し、また、相互の連携・協力を仲立ちして、次章に示す福祉施策を総合的に推進していきます。具体的には、計画目標を踏まえて、第4章に示す施策の展開を図っていくものです。
- ・ 住民一人ひとりが主体的・積極的に地域について考えることができるよう、学校教育や社会教育などを通じた福祉教育を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちのバリアフリー化や合理的配慮を踏まえた情報保障などを総合的に推進します。
- ・ 地域住民が抱える様々な生活課題を丸ごと受け止める福祉の総合相談窓口を設置します。
- ・ 庁内関係課、相談支援機関等において顔の見える関係づくりを進め、多様化した福祉ニーズへの対応に連携して当たることができるよう、包括的な支援体制を構築します。

② 住民・自治会

- ・ みんなが自分らしく生活でき、活躍できるよう、「自助」の力を高め「共助」の仕組みを活用しつつ、我が事・お互い様の互助の精神のもとで学びあい、誰もが地域社会の一員として率先して役割を担うことが期待されます。
- ・ 一人ひとりの住民の生活に潜在する多様な福祉ニーズに気づき、丁寧に応える地域福祉活動において「主役は住民」であり、「助けが必要な人の状態に気づく力」「自分が助けを必要とする時に安心して頼る力」を備えることが期待されます。
- ・ 普段の生活の中で自分の暮らす地域を知り、声かけやあいさつ、見守りなど近隣同士で交流し、地域行事やボランティア活動などに主体的に関わることを通じて、地域の問題を地域で解決する力を高めていくことが期待されます。
- ・ 自治会やボランティア団体等については、様々な福祉活動団体と連携を図り、公的サービスのみでは対応が難しい問題に積極的に対応していくことが期待されます。

③ 社会福祉協議会

- ・ 社会福祉法に位置づけられた地域福祉推進の中核組織であり、自治会や小地域福祉委員会、民生児童委員等との対話を重ね、連携することを通じて、地域福祉推進の先導役を果たすことが求められます。
- ・ 住民一人ひとりが地域について考え、福祉意識を高めながら行動し、地域の活性化と循環をもたらすことを促進しつつ、住民同士が日頃から気軽につながり交流できる地域コミュニティの醸成を図ることが求められます。

- ・ 地域の課題を主体的に把握して行動する「つなぎ役」の育成や、地域の持つ力と行政における支援の連携体制の強化、また、地域における福祉活動の担い手となる人材の育成を図ることが求められます。
- ・ 福祉活動団体やボランティア団体、民生児童委員、社会福祉協議会など関係機関とのネットワークの強化や、これらをコーディネートする絆ネットコーディネーター（コミュニティ・ソーシャルワーカー）の周知・充実体制に取り組むとともに、専門的人材の育成など福祉サービスのさらなる充実を図ることが求められます。

④ 企業・団体等

- ・ 社会福祉法人や医療法人、医師会、商工会等においては、これまでに培ってきたそれぞれの専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワークを活かしながら、創意工夫をもって、本町全体の地域づくりと連携し、積極的に貢献していくことが期待されます。
- ・ サービス提供事業者には、利用者の自立支援、サービスの質の確保、サービス等に係る情報提供、他のサービスとの連携、新しいサービスの創出や住民参加の支援、福祉のまちづくりへの参画などが期待されます。
- ・ 平成 28 年 4 月の改正社会福祉法により、社会福祉法人においては、「地域における公益的な取組」の実施が、法人の努力義務となっています。
- ・ 一般企業には、募金や活動への協賛といった間接的な取り組みに加えて、事業所周辺の美化活動、登下校時の見守りといった地域の一員としての活動、また、災害時の業務協力や職員派遣など専門性と機動力を活かす災害協定の締結などが期待されます。

第4章 目標ごとの施策

1. 施策体系

基本理念・目標のもと、この計画によって推し進める施策の体系を次のとおりとします。

基本
理念

誰もが主役 支えあいのきずなを みんなでつくるまち 精華町

目標1 「我が事」の支えあいのきずなが実感できる

施策1 「我が事」で支えあう地域づくり

- ① 気心知りあう身近な関係づくり
- ② 担い手の確保と後継者の育成
- ③ ボランティア活動の支援と促進

施策2 防災・防犯対策の強化

- ① 地域における減災・防災力の向上
- ② 地域防犯活動の推進

目標2 私たちの生活のしづらさが「丸ごと」受け止められる

施策3 「丸ごと」支援体制の仕組みづくり

- ① 福祉をつなぐネットワークの強化
- ② 断らない相談支援

施策4 多様な福祉サービスの提供

- ① 住民生活を支えるセーフティネット機能の強化
- ② わかりやすさを重視した福祉情報の発信

目標3 地域福祉がまちづくりの基軸となっている

施策5 福祉・人権に対する意識の向上

- ① 福祉教育の推進
- ② 人権意識の高揚

施策6 ユニバーサルなまちづくり

- ① 合理的配慮の推進
- ② 公共公益施設、交通機関等のバリアフリー化の推進

2. 具体的な施策

目標1:「我が事」の支えあいのきずなが実感できる

施策1 「我が事」で支えあう地域づくり

① 気心知りあう身近な関係づくり

地域の連帯感が保たれるよう、日常的なつながりの基盤となる地域コミュニティの育成を図るため、近所の人との親しい関係づくりとして、自治会への加入促進や、あいさつ・声かけ活動などを促進します。

取り組み	内容
自治会活動の支援	<ul style="list-style-type: none">○ 自治会活動に対して運営助成金を交付するほか、担い手の高齢化・後継人材の不足等も踏まえながら、これからの中の自治会のあり方について、住民とともに検討していきます。○ 自治会運営に必要な情報や災害時の連絡方法などを再確認し、円滑に活動できるよう支援します。また、自治会の未加入者に対する加入促進を支援します。
小地域福祉委員会の活動促進	<ul style="list-style-type: none">○ 身近な地域での助けあい支えあいの活動として、20自治会で小地域福祉委員会が活動しています。○ 小学校区ごとに校区連絡会を設置することで活動の地域差を縮小し底上げを図ること、また、委員会未設置の自治会への働きかけなどを促進します。
高齢者ふれあいサロンの実施	<ul style="list-style-type: none">○ 地域のボランティア組織の協力のもと、地区集会所等を活用して、家に閉じこもりがちな高齢者に対し、通所によるレクリエーションなどを提供します。
町域を越えた支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none">○ 町域を越えた支援体制の構築に向けて、企業や大学等と包括的な連携協定を結びます。
世代や属性を超えてつながり合える場づくり	<ul style="list-style-type: none">○ 介護・障害・子育て・生活困窮の各分野の地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施することにより、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場・居場所の確保や、様々な分野の関係者が集い関係性を深められる場づくりを進めます。○ 様々な担い手が出会い、住民主体の多様な地域活動が生まれることで、地域活動の活性化や支え合い・見守り等の取組の促進、新たな社会参加の場の創出などが自発的に生まれる地域づくりを推進します。

② 担い手の確保と後継者の育成

「せいか地域福祉ドットコム」の活動支援をはじめ、地域福祉活動に意欲のある住民を発掘し、地域福祉を担う人材、リーダー、将来の後継人材の確保・育成を図るとともに、特定非営利活動法人等の社会資源の掘り起こしに努めます。

取り組み	内容
「せいか地域福祉ドットコム」の活動支援	<ul style="list-style-type: none">○ 中学校区ごとで、見守り・生活支援・居場所づくり・環境美化活動などを行っており、組織全体として、中学校区ごとの事業をバックアップしていきます。○ メンバーの高齢化への対応と地域住民への活動周知など、継続的な活動の展開を支援していきます。
地域福祉活動のリーダー育成	<ul style="list-style-type: none">○ 住民に対する地域における先進的な活動事例の紹介や研修などの実施により、地域福祉活動のリーダーの育成に努めます。
人材や社会資源の発掘	<ul style="list-style-type: none">○ 各種ボランティア体験講座などの開催を支援するとともに、学校と連携し、児童・生徒とその親などに講座への参加を促します。
多様な場を通じた地域福祉の担い手の確保	<ul style="list-style-type: none">○ 体育館コミュニティセンター「むくのきセンター」や役場庁舎での授産製品等の販売機会の拡大を図ります。○ 「せいかまちづくり塾」において、既存の公共的活動団体等との協働により、まちづくりの担い手となる人材の育成を図ります。○ 地域の身近な場所で、住民が自主的・継続的に取り組むことができる健康づくり活動を促進し、健康づくり活動への参加を通じて、地域や社会への参加のきっかけづくりにつなげます。○ 老人クラブに対して、会員の減少や高齢化を踏まえて、魅力あるクラブとなるよう側面的に支援します。○ 子どもを対象に文化活動やスポーツ活動などを実施する「精華まなび体験教室」や、高齢者を対象とする教養講座「精華寿大学」を行います。○ 「せいか地域 IT サポーター」を確保・育成し、パソコン基礎相談や、町の各種事業のサブ講師派遣、映像撮影・編集などを行います。○ ボランティアで公共施設の美化活動などに携わる「クリーンパートナー」とともに、環境と共生するまちづくりを推進します。

③ ボランティア活動の支援と促進

ボランティア活動の促進に向けた情報提供や、ボランティアセンターを中心とするボランティア派遣を行うとともに、企業やサービス提供事業者に対して働きかけを行うことで、若い世代のまちづくり活動への参画の促進を図ります。

取り組み	内容
ボランティアの育成と技能向上	<ul style="list-style-type: none">○ ボランティア活動に意欲的な住民の支援ニーズを把握し、講座や研修内容の充実に努めます。○ ガイドヘルパー・要約筆記等のボランティア研修について、災害時などに必要な専門的な技能の向上に資するよう内容の充実を図ります。
ボランティア・特定非営利活動への支援	<ul style="list-style-type: none">○ 子育て地域パートナーや食生活改善推進員等の活動を支援・促進するとともに、各種ボランティア団体・特定非営利活動法人への活動支援に関する情報提供の充実を図ります。○ 各種団体の活動を促進するため、活動内容等を広報誌『華創』や社協だより等で発信します。○ 地域ニーズにあったボランティアを適切に派遣できるよう、ボランティアセンター等と情報の共有を図るとともに、地域間での情報共有や地域で活動する団体間の連携支援を行います。
企業やサービス提供事業者のボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none">○ 企業に対して、社会貢献への理解を働きかけ、福祉・教育・文化・環境・安全等に関するまちづくり活動への協力を引き続き呼びかけます。

施策2

防災・防犯対策の強化

① 地域における減災・防災力の向上

避難行動要支援者名簿の適正運用と各地域の自主防災組織の育成に努め、地域主体の防災訓練等を通じて、住民の減災・防災意識と地域の減災・防災力の向上、また、消防、警察など防災関係機関とともに災害時初動体制の強化に努めます。

取り組み	内容
避難行動要支援者名簿の運用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の迅速な避難支援のため、避難行動要支援者登録制度に基づき、自治会、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会等と連携し、避難行動要支援者の把握と名簿の提供を行います。 ○ 定期的に名簿を更新するなど、名簿の精度向上に努めるとともに、関係機関や庁内の連携を強化して、名簿の適正管理を図ります。
消防・消防団の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防署において、防災・火災予防、消火活動、救急救命、被災時対応などにあたります。 ○ 非常備の組織である消防団については、所轄する地域での防災・防火訓練や事業等に参加することで地域住民との連携を図っています。 ○ 消防署員・消防団員の福祉課題などへの対応力の向上に努め、必要な社会資源等への円滑なつなぎができるよう図っていきます。
地域の防災組織等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織における知識の向上及び防火・防災の技術力の向上のため、管外研修や各種訓練を行います。 ○ 災害ボランティアが、災害時に迅速かつ的確に対策できるよう、社会福祉協議会が実施する研修・訓練について支援します。
防災訓練の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時の災害対策を円滑に推進するため、毎年、小学校区単位で防災訓練を行います。 ○ 広報誌、掲示板、ホームページなどを通して、平常時における避難の心得及び知識の普及啓発を行います。 ○ 災害時に福祉避難所の実稼働ができるよう、協定を締結している事業者と協議・調整を行い、備蓄や電源の確保などについて具体的な備えを図っていきます。

② 地域防犯活動の推進

地域防犯体制の強化と、地域の見守り活動の促進により、安全に生活できる地域づくりを進めます。

取り組み	内容
地域防犯体制の強化	<ul style="list-style-type: none">○ 高齢者を狙った悪質商法や子どもを巻き込む犯罪などを防ぐため、啓発や相談事業に努めるとともに、地域や関係団体・関係機関との連携を強化し、犯罪を未然に防げる地域づくりに取り組みます。
地域の見守り活動の促進	<ul style="list-style-type: none">○ 登下校時を含む子どもの見守り活動や児童虐待防止の活動を促進します。○ 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等への見守り活動を促進します。○ 障害のある人や援助を必要とする人が携帯する「ヘルプカード」の住民への普及を推進します。○ 地域と学校、事業者や警察等の専門機関との連携を強化し、犯罪の抑止を図るとともに、地域全体を巻き込んだ見守り活動のあり方にについて検討します。

施策3

「丸ごと」支援体制の仕組みづくり

① 福祉をつなぐネットワークの強化

生活のしづらさに係る相談支援において、制度だけでは解決できない案件に、高齢・障害・児童といった分野を超えて対応する体制を整備してきています。地域福祉に係る拠点施設の整備・活用と併せて、福祉をつなぐネットワークのさらなる強化を図ります。

取り組み	内容
分野を超えたネットワーク体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複雑かつ複合的な生活課題を受け止めて各機関につなぐことができるよう、福祉、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、多文化共生など多岐にわたる分野で、多機関が連携・協働する体制の強化を図ります。 ○ 絆ネットワークの住民周知を進めるとともに、生活のしづらさを抱える人が地域で孤立しないよう、見守り体制の強化と生活課題の早期発見・早期対応に向けて、地域住民、民生児童委員、行政、社会福祉協議会等との連携の強化を図ります。 ○ 人材・支援チームの育成機能充実のため、福祉の総合相談窓口の「絆ネットコーディネーター」の役割を拡充します。 ○ 複雑かつ複合的な生活課題に協働して対応できるよう庁内連携体制を強化します。
地域福祉に係る拠点施設の整備・活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の空き家等の活用も視野に、地域住民がいつでも・誰でも・気軽に利用できる、地域の新たな相談拠点・活動拠点の整備を図ります。 ○ 子育てや健康に関する住民活動を支援する機能を備えた保健センターを新たに整備します。 ○ 地域福祉センター「かしのき苑」では、ボランティア活動や権利擁護に関する相談支援を実施します。 ○ 人権センターは、地域住民の活動・相談拠点としての交流会館(隣保館)と、児童の居場所としての児童館を運営しています。 ○ 隣保館事業として、健康増進法に基づく特定健診、生活・就労相談等を実施しています。
民生児童委員の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複合的な問題を抱える世帯への対応力の強化のため、問題に気づく力を高めるための情報提供・研修等を実施します。 ○ 民生児童委員支援員を民生児童委員の補佐役として配置し、業務の負担軽減を図るとともに、委員の高齢化が進んでいる実情を踏まえて、後継となる人材の確保に努めます。
人権擁護委員の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報誌やポスター等を活用し、人権擁護委員の活動についての周知と相談事業の啓発に努めます。

② 断らない相談支援

庁内各課の窓口・連携などを見直し、相談から支援までをワンストップで行える体制づくりに取り組むとともに、住民が抱える課題や問題を早期に発見し、適切な相談や支援ができるよう、相談員の技能向上と相談体制の充実を図ります。

取り組み	内容
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町や社会福祉協議会が設置する各種相談窓口が、住民にとってより分かりやすいものとなるよう努めます。
高齢福祉に係る相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターに社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員を配置し、高齢者の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防ケアマネジメント等を総合的に行います。 ○ 複合的な問題を抱える事例の増加に対応するため、絆ネットコーディネーターと連携し、対応力の向上に努めます。
障害福祉に係る相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者相談支援事業所を通じて障害のある人の暮らしや仕事について総合的な支援を行います。 ○ 複合的な問題を抱える事例の増加に対応するため、精華町地域障害者自立支援協議会及び絆ネットコーディネーターと連携し、対応力の向上に努めます。
母子保健・子どもに係る相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊娠期から子育て期にわたる相談窓口として母子健康包括支援センターを設置し、妊娠婦の実情把握、妊娠・出産・育児に関する相談支援、情報提供、助言等を行います。 ○ 児童虐待の未然防止を図るため、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業などを通じて、支援を必要とする家庭の早期発見に努めます。 ○ 複合的な問題を抱える事例の増加に対応するため、絆ネットコーディネーターと連携し、対応力の向上に努めます。 ○ 子育て支援センターでは、子育て家庭への支援活動の企画・調整・実施を専門に担当する職員を配置し、育児不安などについての相談指導や子育てサークル等への支援など、総合的な子育て支援を行います。 ○ 小中学校等の教育機関において、臨床心理の専門家であるスクールカウンセラー及び社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等が、不登校など校内における問題についての相談支援を行います。 ○ 児童生徒や保護者、教員からの相談を受けるため、勤務日・時間の面での柔軟な対応ができるよう図っていきます。
福祉の総合相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重層的支援体制整備事業を通じて、絆ネットコーディネーターを社会福祉協議会に配置し、複雑かつ複合的な生活課題を抱える世帯からの相談に応じます。 ○ 複雑かつ複合的な生活課題に対して、様々な関係機関が一体となって支援が行えるよう、情報共有や役割分担などの連絡調整を行います。
その他の相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ ドメスティック・バイオレンス被害者支援に対する相談支援と啓発を継続して行います。 ○ 精華町こころの相談室を設置し、悩みを抱えている人が安心して相談に来られるよう、事業の周知啓発に努めます。

施策4

多様な福祉サービスの提供

① 住民生活を支えるセーフティネット機能の強化

高齢者や障害のある人、生活困窮者などあらゆる立場の人が様々な生活課題を抱えながらも、地域で安心して暮らせる体制づくりを行うため、多様な福祉サービスを提供します。

取り組み	内容
福祉サービスの充実と周知・利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各施策における福祉サービスの充実を図るとともに、その周知と利用促進に努めます。
生活困窮からの自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひきこもり、ドメスティック・バイオレンス、児童虐待、ホームレスなど生活困窮の状態にある世帯の生活課題を把握し、関係機関と協力して必要な支援につなぐことができるネットワークを構築します。
成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者や障害のある人等の権利擁護支援に向けて、成年後見支援センターを開設し、制度利用に関する相談支援や広報啓発などについて取り組みます。 ○ 市民後見人の育成や活動支援について取り組みます。 ○ 成年後見支援センターを地域連携ネットワークにおける中核機関として位置づけ、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援する仕組みをつくります。
日常生活自立支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業(判断能力が不十分になっても地域で安心して暮らしていくために、福祉サービスの利用に伴う援助や日常の金銭管理の支援を行うもの)の周知と利用促進を図ります。
要保護児童対策地域協議会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童(要保護児童)」への適切な支援を図るため、児童福祉法に基づき、市町村が設置・運営する組織であり、福祉・医療・教育・警察等の関係者により構成し運営します。
自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ こころの体温計、こころの健康推進員、ゲートキーパー研修など、心の健康に関する啓発を行います。 ○ 自殺対策基本法に基づいて自殺対策計画を策定し、府内各部署の連携による自殺対策の強化に努めます。
認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症施策は理解の啓発にとどまらず、認知症の人が自分らしく地域で暮らし続けることができるよう支援ニーズをつなげていくチームオレンジの取り組みが進んでいます。
ひきこもり状態にある人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひきこもり状態にある人やその保護者等からの相談に応じ、居場所の提供や訪問支援などを通じて、社会参加に向けた支援に取り組みます。

② わかりやすさを重視した福祉情報の発信

誰もが等しく、必要な福祉情報を簡単に入手できるよう、適切でわかりやすい情報発信に努めます。

取り組み	内容
きめ細やかな福祉情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育ての悩みを解決するためアプリや子育て情報誌等を通じて、子育てに関する様々な情報をわかりやすく提供します。 ○ 福祉サービスに関する情報を掲載した冊子、パンフレット等を充実させ、きめ細かな情報の提供を行うとともに、メール配信等を活用し、関係機関も含めた情報の共有を図ります。

施策5

福祉・人権に対する意識の向上

① 福祉教育の推進

地域における助けあい・支えあいの基盤づくりに向けて、住民一人ひとりが主体的・積極的に地域について考えることができるよう、学校教育や社会教育などを通じた福祉教育を推進します。

取り組み	内容
学校教育における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内の小学校、中学校、高等学校及び大学と連携し、地域住民や地域活動団体、社会福祉協議会、サービス提供事業者等の協力を得ながら、地域の実情に応じた福祉教育を推進します。 ○ 認知症高齢者等にやさしい地域づくりを目指し、町内の小学校、中学校、高等学校において、認知症サポーター養成講座を行っています。 ○ 児童生徒の発達段階に応じながら、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、基本的人権や同和問題など様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培う取り組みを推進します。
社会教育における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民が地域に住む高齢者や障害のある人、外国人、子育て家庭などの抱える課題に対して理解を深めていくよう、広報・普及啓発活動やイベント・講演会、福祉講座などを開催し、地域福祉に対する意識の向上を図ります。 ○ 住民が様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進するため、人権に関する生涯学習機会の充実を図ります。 ○ 子どもから大人まで、すべての住民によるあいさつ・声かけ活動を促進し、家庭内や隣近所から、自治会、町全体へと広げていきます。

② 人権意識の高揚

人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、一人ひとりが人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に行行動していくよう、人権教育・啓発を推進します。

取り組み	内容
同和問題の解決	○ 同和問題に対する正しい知識と理解を深めることにより、差別意識や偏見を解消することができるよう、学校、地域、家庭、職場等における人権教育・啓発に努めます。
障害のある人に対する差別の解消	○ 障害者差別解消法についての周知啓発に努めるとともに、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」や「合理的配慮の実現をめざす精華町職員対応要領」を踏まえて、障害のある人に対する差別の解消に努めます。
男女共同参画社会づくりの推進	○ 「多用な生き方のできる男女共同参画のまち」を目指し、住民、事業者、住民活動団体、教育関係者などと連携し、啓発、相談支援、環境整備等の取り組みを推進します。
子どもの権利・人権の保障	○ 子どもは保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点に立ち、子どもの意思が尊重され、権利が保障された中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していく環境づくりを推進します。
高齢者の権利擁護	○ 高齢者虐待の未然防止・早期発見のために、住民に向けた啓発や相談・通報窓口の周知を図り、地域包括支援センター等において、高齢者の権利を擁護するための取り組みを推進します。
多文化共生社会の実現に向けた取り組みの推進	○ 一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合うとともに、外国人住民の人権についての正しい知識と認識の浸透を図るため、関係機関等と連携し、普及啓発に取り組みます。

施策6

ユニバーサルなまちづくり

① 合理的配慮の推進

合理的配慮のもとで、様々な情報伝達・コミュニケーションやその他の社会参加の機会に係る合理的配慮の拡大・浸透を図ります。

取り組み	内容
合理的配慮の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政が行う住民サービスや各種の制度、計画、広報・刊行物等について、その重要性・緊急性などを勘案しながら、順次、必要な合理的配慮を図っていきます(外国人住民への対応を含む)。 ○ 自治会活動や文化・スポーツ活動など、地域で行われる様々な活動において、合理的配慮を促進します。
情報提供機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域情報の提供手段である回覧板や掲示板、チラシ等の一層の活用を図るとともに、関係機関との連携のもとで、情報を入手する機会の拡大に努めます。
情報アクセシビリティの向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報誌やホームページ等で提供される情報や機能を、支障なく利用できる環境を整備し、誰もが確実に情報を入手できるよう提供方法の充実に努めます。
情報の共有化と個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域課題に協働で取り組んでいくため、関係機関・団体等との円滑な連携の障壁とならないよう、適切なプライバシー保護・個人情報保護の運用が図られるように配慮します。

② 公共公益施設、交通機関等のバリアフリー化の推進

地域生活や諸活動・交流の場にすべての住民が参加しやすくなるよう、公共公益施設・道路のバリアフリー化と移動円滑化を推進します。

取り組み	内容
公共公益施設のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「精華町やさしいまちづくり整備指針」に基づいて、すべての人が安心して快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮し、利用者の視点に立って施設や交通機関等のバリアフリー化を進めていきます。 ○ 公共施設の長寿命化計画に基づき、「老朽化の改善」や「機能の充実」等を図ります。
円滑な移動の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誰もが地域の交流の様々な機会に出向くことができるよう、安全な道路・交通環境を整備するとともに、移動支援の充実や町の循環バス「くるりんバス」など公共交通機関の利便性の向上に努めます。

第5章 その他の関連計画

1. 精華町重層的支援体制整備事業実施計画

(1) 重層的支援体制整備事業の概要

近年、地域社会においては、家族や就労の形態、ライフスタイルの多様化などにより、地域では、これまで以上に住民同士のつながりの希薄化が憂慮されるとともに、住民の抱える悩みや課題の複雑化・複合化したケースが年々増えてきています。

これらの課題は、介護、障害、子育て、生活困窮といったこれまでの分野別の支援体制では対応が困難な場合があり、こうした支援ニーズを受け止める地域の対応力の強化が一層求められるようになってきました。

このような社会の変化を踏まえて、令和3年4月に社会福祉法が一部改正され、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、介護、障害、子育て、生活困窮といった各分野の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

重層的支援体制整備事業の実施にあたって、どのように支援体制を整えていくかは、各市町村が具体的な取組を検討し、地域の実情にあった方法で進めていくこととされています。

(2) 計画策定の趣旨

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、「重層的支援体制整備事業」をより適切かつ効果的に実施するために必要な具体的支援体制に関する事項について定めるものです。

計画の策定にあたっては、地域における関係機関等と連携・協働する機会を積極的に設け、地域住民が抱えている課題を踏まえ、事業実施の理念やめざす方向性について認識の共有を図るように努めます。

既に取り組んでいる相談支援や地域づくり支援等の拡充を図り、アウトリーチを含む早期的な対応や地域住民のつながりや関係性づくりを通じて、本人や世帯を包括的に受け止め支えられる地域づくりを目指し、事業を推進します。

(3) 実施する事業及び実施体制

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するために、以下の3つの支援を一体的に実施するものです。

重層的支援体制整備事業で一体的に行う3つの支援

① 属性を問わない相談支援

→ 本人や世帯の世代や属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で行う支援

② 多様な社会参加に向けた支援

→ 本人や世帯の状態に合わせ、地域資源を生かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援

③ 地域づくりに向けた支援

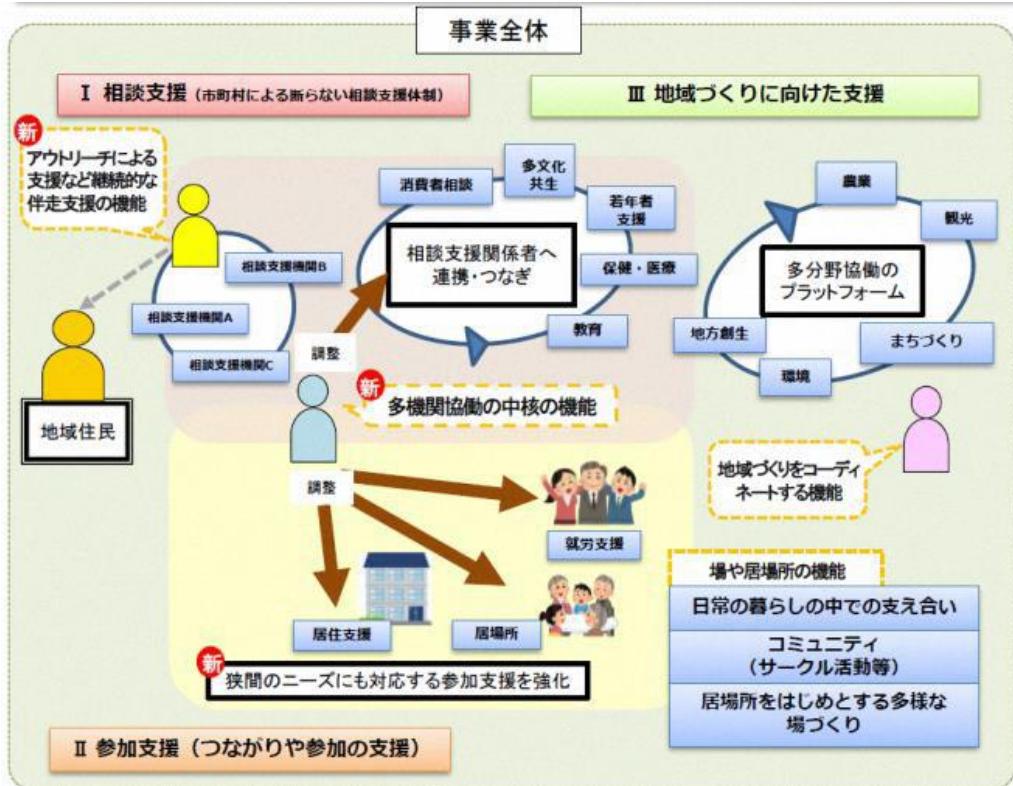
→ 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

※ ①～③ の3つの支援のフィールドの重なりをもってセーフティネットの網を広げ、重なり合うことで、複合化する課題等への対応や孤立させない地域社会の形成を目指します。

○ 各事業の概要（法第106条の4第2項各号）。

① 属性を問わない相談支援	包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none">属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める支援機関のネットワークで対応する複雑化・複合化した事例については適切に多機関協働事業につなぐ
	多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none">市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす関係機関の役割分担を図る
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none">支援が届いていない人に支援を届ける会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
② 多様な社会参加に向けた支援	参加支援事業	<ul style="list-style-type: none">社会とのつながりを作るための支援を行う利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
③ 地域づくりに向けた支援	地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none">世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする地域のプラットホームの形成や地域における活動の活性化を図る

【重層的支援体制整備事業のイメージ図】



出典:厚生労働省社会・援護局地域福祉課 資料

① 属性を問わない相談支援

本人やその世帯の世代や属性を問わず、包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援する体制を整備するため、「包括的相談支援事業」、「多機関協働事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の3つの事業を実施します。

○ 包括的相談支援事業

包括的相談支援事業は、介護、障害、子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援機関であり、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、相談を幅広く受け止めるとともに、複雑化・複合化した事例については、多機関協働事業につなぎます。

事業名	事業内容
地域包括支援センターの運営	介護保険法に基づき、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の専門職が、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプラン作成等の支援を行います。
障害者相談支援事業	障害者総合支援法に基づき、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の支援を行うとともに、障害のある人の虐待防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整等、権利擁護を目的とした支援を行います。

利用者支援事業	子ども・子育て支援法及び母子保健法に基づき、子育て家庭や妊娠婦を対象に、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供します。
福祉事務所未設置町村による相談事業事業	生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所未設置町村において、一次的な相談窓口として、生活困窮者及びその家族や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉事務所のある京都府山城南保健所との連絡調整、自立相談支援事業の利用勧奨等、必要な支援を行います。

○ 多機関協働事業

地域住民が抱える生活課題を解決するために、関係機関と連携し、一体的かつ計画的に支援を行う体制を整備します。また、各相談支援機関だけでは対応が困難な場合に、重層的支援会議や社会福祉法第106条の6に規定されている支援会議を隨時活用し、課題の解きほぐし、関係機関との情報共有及び役割分担の調整など課題解決に向けたコーディネートを行います。

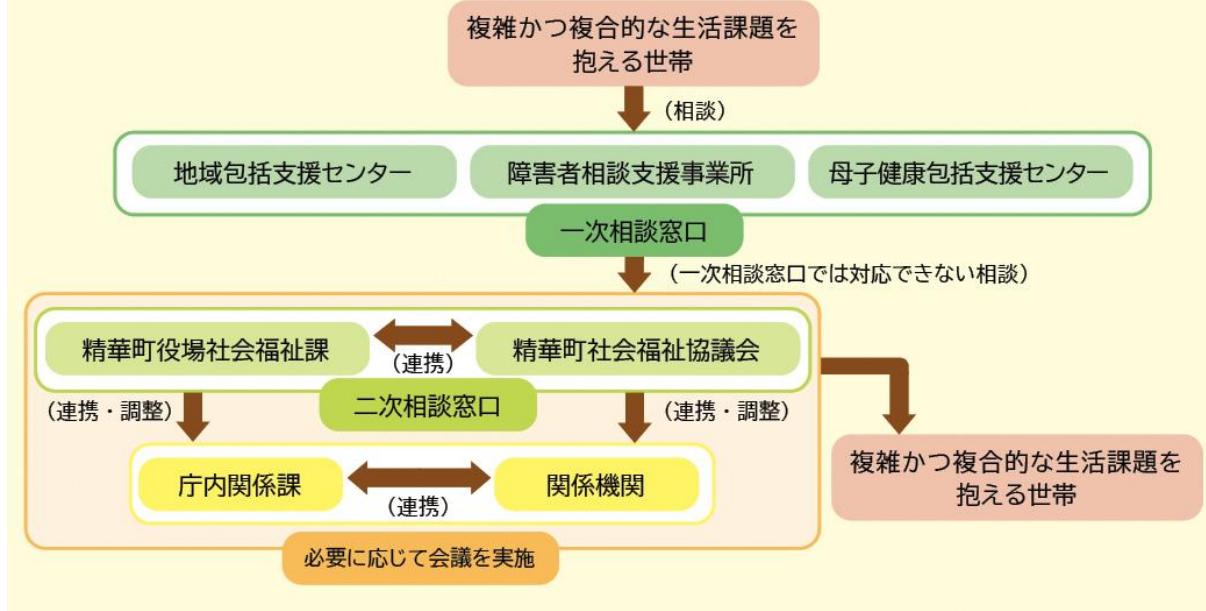
事業名	事業内容
多機関協働事業	複雑化・複合化した支援ニーズを有し、単独の相談支援機関では解決が難しいケースについて、関係機関の役割分担や支援の方向性の整理など全体の調整役を担います。

○ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

地域社会からの孤立が長期にわたるなど、必要な支援が届いていない 地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言などを包括的かつ継続的に行う支援体制を整備します。

事業名	事業内容
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	長期にわたりひとりぼっちの状態にあるなど、支援ニーズを抱えながらも自ら支援を求める做不到の人や、支援につながることに否定的な人に対し、訪問等により支援を届けます。

精華町における重層的支援体制整備事業の支援フロー図（例）



② 多様な社会参加に向けた支援

○ 参加支援事業

参加支援事業は、既存の支援では対応が困難な本人や世帯の生活の困りごとに対応するため、福祉サービス事業所等の地域の社会資源を活用、または新たな社会資源を開拓し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

事業名	事業内容
参加支援事業	既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人に対し、地域の社会資源等を活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。地域の社会資源とのコーディネートやマッチングを行うほか、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓により、多様な支援メニューを生み出していくます。

③ 地域づくりに向けた支援

○ 地域づくり事業

地域づくり事業は、介護、障害、子育て、生活困窮の各分野で実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを生かしながら、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場・居場所の確保や、様々な分野の関係者が集い関係性を深める場(プラットホーム)づくり、また、それらのコーディネート等を通じて、住民と地域の多様な活動や資源とのつながりが生まれる環境の整備を推進します。

事業名	事業内容
地域介護予防活動支援事業	高齢者のふれあいサロンを対象に、口腔ケア、栄養、運動指導等に係る専門家を派遣し、地域における介護予防活動の支援を行います。
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを中心に、地域住民、民間企業、行政が連携し、居場所、生活支援、見守りの創出に取り組みます。
地域活動支援センター事業	障害のある人等の通いによる創造的活動や生産活動等の機会の場を設置します。
地域子育て拠点事業	公共施設や保育所、児童館など地域にある身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や育児相談ができる場を提供します。
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	身近な地域において住民による共助の取組を活性化させるため、課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保などに取り組みます。

(4) 重層的支援会議等の設置

本事業を実施するため、以下の会議を設置します。

会議名	内容
重層的支援会議 (本人同意あり)	多機関協働事業において実施し、関係機関間の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出などについて検討するための会議です。
支援会議 (本人同意なし)	社会福祉法第106条の6に規定された会議体であり、市町村が実施し、守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討などが可能な会議です。

(補足) 「重層的支援会議」と「支援会議」のちがい

- ・ 「重層的支援会議」は、本人の同意のあるケース(支援を希望するケース)に対して、関係機関の役割分担・支援の方向性の共有を行い、支援プランの作成・協議等を行います。
(重層的支援体制整備事業を実施するにあたり必置の会議:設置は必須)
- ・ 「支援会議」とは、複合的な課題を抱えている可能性のある事案やセルフネグレクト(自分が抱える課題に気づいていない状態)、支援が必要であることが疑われるものの、本人の同意が得られていないケースに対して、会議の構成員に守秘義務を設け、情報共有や日常生活を営むための支援・見守りなど必要な体制の検討・協議を行います。
(社会福祉法106条の6に規定された会議:設置は任意)

2. 精華町成年後見制度利用促進基本計画

(1) 背景と目的

成年後見制度は、成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害その他の精神上の障害などにより判断能力が十分でない人に対し、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、本人の財産の管理、福祉サービスやその他の契約等を行いその生活を保護し支援する制度です。

財産の管理または日常生活等に支障がある方を地域社会全体で支え合うことは、喫緊の課題であり、成年後見制度はそのための重要な手段です。しかしながら、制度の必要性の高まりに対して、成年後見人等への支援体制が不十分で、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用があるなど、利用者が制度を利用するメリットを実感できず、必要な方が制度を利用できていないという実態があります。

国においては、こうした現状を踏まえ、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成28年に施行し、各市町村が成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることを明示しました。

これを受け、本町では、判断能力の不十分な人たちや自己の権利を表明することが困難である人たちを成年後見制度をはじめとする適切な支援へつなぐことで、権利や財産が守られ、誰もが地域社会の一員として尊厳を持って暮らし続けられるよう、「精華町成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づき、本町における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な事項を定める計画です。

社会福祉法第107条第1項では、地域福祉計画に位置づけ取り組むべき事項として、判断能力に不安がある者への金銭管理など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方が挙げられており、地域福祉計画の中でめざすものと共通する点も多くあるため、本町では両計画を一体的に推進していくこととします。

(3) 制度について

成年後見制度の基本理念は、①ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)、②自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)、③身上保護の重視(財産管理のみならず本人が良好な生活を維持できるよう支援する)とされており、成年後見人等を選出することで、本人に代わり必要とする福祉サービスの契約を結ぶことや、財産管理、本人の不利益につながる行為(判断を伴う購入や契約等)を取り消す等、本人を法的に保護し、本人が安心して本人らしく暮らしていくことを支援する制度です。

成年後見制度は、本人の意思や自己決定権を尊重することが原則とされています。まずは本人の意思を最大限に聞き出し、その意思決定を十分に尊重した支援を行うとともに、意思表示が難しい人でも意思決定を支援することとされています。

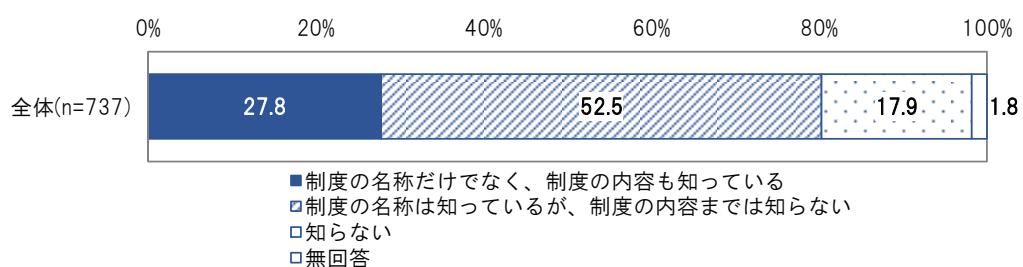
(4) 現状と課題

本町では、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者が年々増加しています。判断能力が不十分な人が、権利を侵害されることを防ぎ地域で安心して暮らし続けていくためには、専門機関の早期介入や、地域での支援体制の構築が必要になります。今後も認知症高齢者や単身世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度については多くの人にとって利用の必要性が高まつていくものと考えられます。

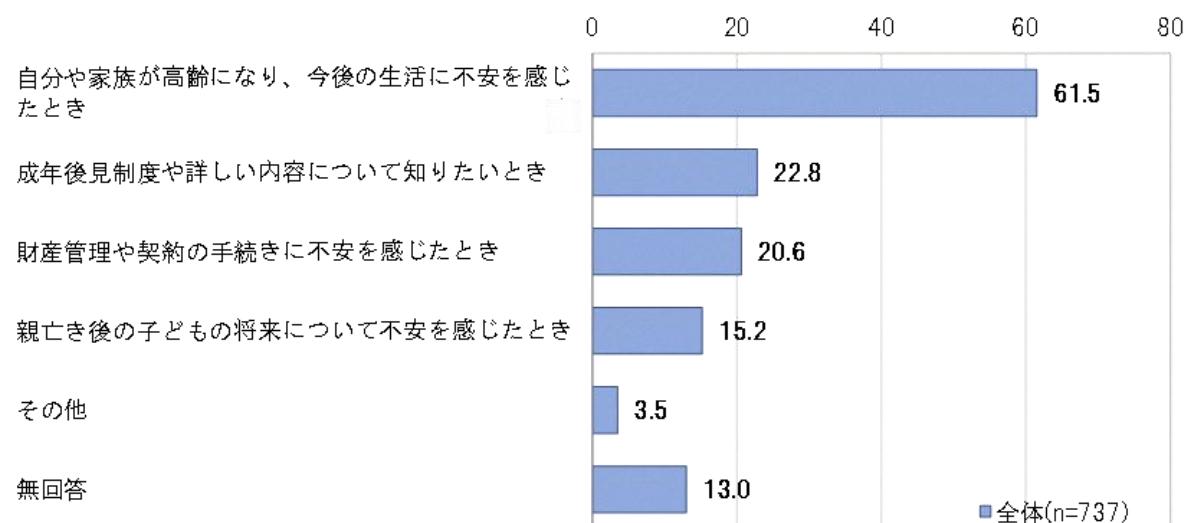
しかしながら、町で令和4年9月に実施した町民アンケート調査の結果からは、「成年後見制度の認知度」は、「制度の名称は知っているが、制度の内容までは知らない」が52.5%と半数以上を占めて最も高く、「制度の名称だけでなく、制度の内容も知っている」は3割未満(27.8%)となっています。また、精華町権利擁護・成年後見センターの利用意向に関する回答では、「自分や家族が高齢になり、今後の生活に不安を感じたとき」が61.5%と6割以上を占めて最も高く、次いで「成年後見制度や詳しい内容について知りたいとき」(22.8%)、「財産管理や契約の手続きに不安を感じたとき」(20.6%)の順となっています。

また、成年後見制度の利用が必要な人が増加している一方で、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職後見人が少ないとから、法人後見や市民後見などの担い手の養成にも取り組んでいく必要があります。

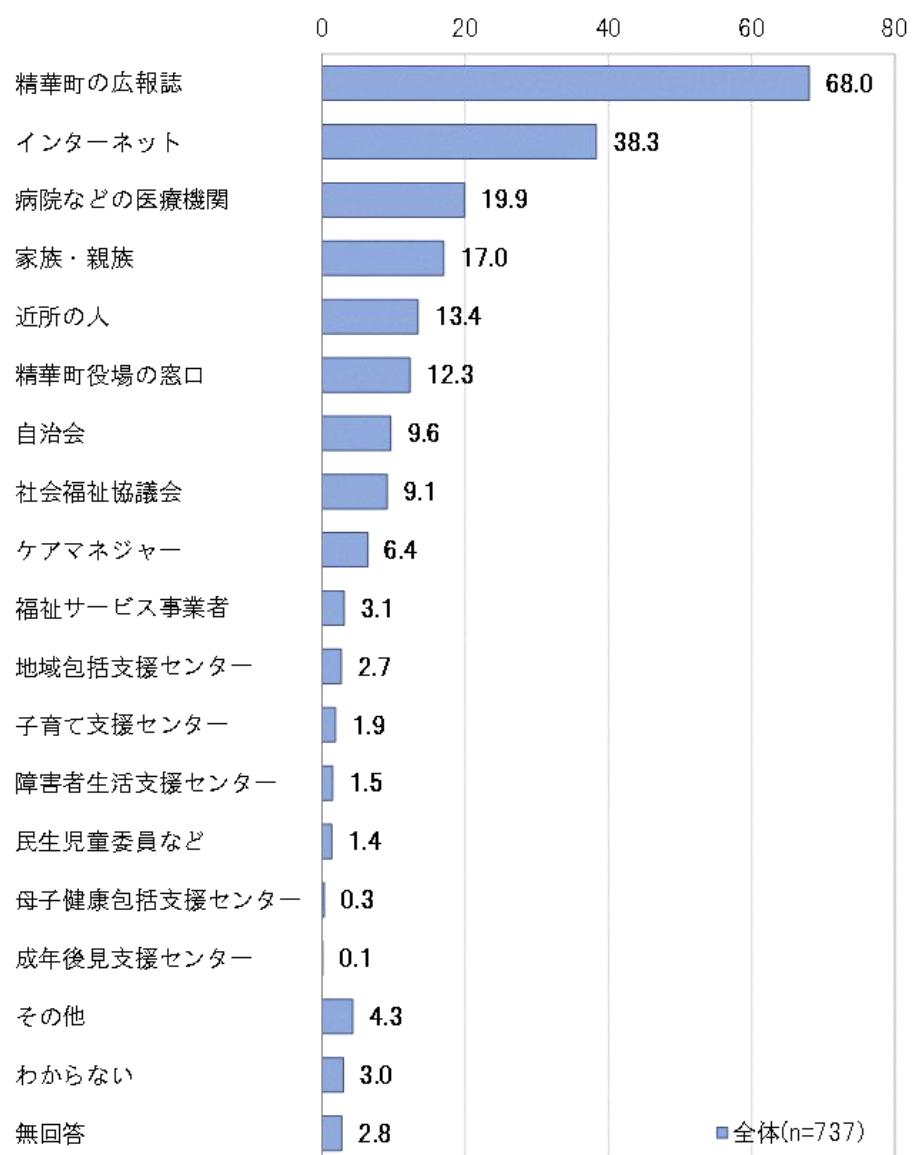
【成年後見制度の認知度】



【精華町権利擁護・成年後見センターの利用意向】



【健康や福祉に関する情報の入手先】



(5) 施策の概要と方向性

成年後見制度利用の促進に関する施策は、市民後見人などの育成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理など、地域づくりの観点も踏まえ、成年後見制度の利用を含む権利擁護の体制を地域で整えるものです。

(6) 施策の展開

【施策1】成年後見制度の周知と利用しやすさの向上

成年後見制度の認知度は低く、制度自体が複雑で利用につながりにくい現状があります。また、成年後見制度を利用するにあたってのメリットやデメリットが分かりづらく、制度を利用したほうが良いのかどうかの判断が難しいのが現状です。

まずは制度について正しい知識を町民や支援者が持ち、本当に制度が必要な人に適正に利用してもらうため、制度の周知を図り、相談体制や支援体制の構築を行っていきます。また、制度の普及啓発と合わせ、利用者が安心して利用できるように、本人の尊厳や意思決定を尊重した制度運用となるよう、働きかけを行っていきます。

<具体的な取り組み>

① 制度周知のための広報・啓発活動の推進

成年後見制度をはじめ権利擁護に係る関連制度の理解促進を目的として、制度に関する周知や広報に取り組みます。成年後見制度による支援を必要とする方が、安心して利用できるよう、周知と正しい理解の促進を図るとともに、制度の定着を推進していきます。

② 相談支援体制の整備

権利擁護支援における相談支援体制を構築します。適切な権利擁護支援に結び付けるため、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所など相談支援機関との連携を強化します。

③ 成年後見人等となる人材の育成・活用

市民後見人候補者に対する資質向上のためのフォローアップ研修の実施や、市民後見人からの後見活動における相談対応など市民後見人の活動支援体制を整備します。

【施策2】 権利擁護支援における地域連携ネットワークづくり

成年後見制度の利用が必要な方の抱える課題は多様であり、お金、法律、医療、福祉に関することなど、複数の課題が複雑に絡み合っている場合も少なくありません。本人の権利擁護支援に当たっては、問題の早期発見と、司法、医療、福祉など様々な職種との連携が不可欠です。その基盤として、本人に対して包括的な支援を行えるよう、様々な専門性を持った職種が連携する仕組みづくり(地域連携ネットワーク)を推進します。

<具体的な取り組み>

① 地域連携ネットワークの構築

地域連携ネットワークは、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の3つの役割を念頭に、従来の医療・福祉の連携に司法も含めた連携の仕組みを構築し、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。

② 本人を取り巻く支援チームの支援体制の整備

「チーム」とは、権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、身近な親族や医療・福祉・地域の関係者が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を把握し、必要な支援を行う仕組みのことです。支援が必要な人について、後見等開始前においては、本人に身近な親族や医療・福祉・地域の関係者が、後見等開始後は、これに成年後見人等が加わり、本人の意思や状況を継続的に把握、対応します。

③ 地域における協議会の体制づくり

後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し、司法・医療・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、互いの連携を強化し、地域課題の検討・調整・解決などを行います。

④ 中核機関の運営

成年後見制度の利用促進における中心的な役割を担う中核機関を通じて、権利擁護支援に向けた進捗管理、地域連携ネットワークのコーディネートなどを行います。中核機関では、協議会の事務局を担う「事務局機能」、地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネートなどを担う「司令塔機能」、権利擁護支援の方針、本人にふさわしい成年後見制度の利用、モニタリングやバックアップについて検討や専門的判断を担保する「進行管理機能」を担っていきます。

精華町権利擁護・成年後見センターは このような業務を行っています

精華町権利擁護・成年後見センターは、成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度を利用する方が安心して制度利用できるよう、地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの中核となる機関であり、以下の取り組みを行っています。また、適切な運営、公正中立性の確保並びに適正かつ円滑な運営を図るため、精華町権利擁護・成年後見センター運営委員会を設置しています。

1. 成年後見制度に関する相談・支援

成年後見制度の申立て手続きや提出書類の作成方法など成年後見制度の利用に関するご相談

一般相談（無料）

電話や来所による相談に職員がお応えいたします。また、法律などの専門知識が必要な相談は専門相談におつなぎします。
※来所相談は事前連絡をお願いします。

《受付時間》

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時15分
※土曜日・日曜日・祝日及び年末年始
(12/29～1/3) 休み

その他の相談（無料）

●弁護士による無料法律相談

・毎月第2水曜日午後1時30分～午後4時

●社協ふくし＆相続相談

・毎月第2火曜日午後1時～午後4時

・毎月第4金曜日午後1時～午後4時

※どちらの相談も事前の電話予約が必要です。

※相談日が祝日の場合は休みです。

2. 申立て支援

成年後見制度の利用が必要な方に対し、円滑に活用できるよう申立てに必要な書類入手や内容の説明や受任調整を行い、また、センターで相談を受け、町長申立ての必要な方について、町長申立ての調査官調査の立会や協力を行います。

3. 市民後見人の育成

成年後見制度の利用が増える中で、後見業務の新たな担い手として、親族や専門職以外の一般住民の方々を「市民後見人」として育成し、後見業務の受任や活動の支援を行います。

●市民後見人のフォローアップ

市民後見人への研修や受任後の活動支援を行います。

4. 成年後見制度の普及・啓発

成年後見制度を学びたいという住民や、高齢者や障がいのある方の福祉に携わる方に向けて、成年後見制度に関するセミナーや講演会を開催することにより、成年後見制度への正しい理解と普及、利用の促進を図ります。

また、ホームページなどにより必要な情報を発信します。

精華町権利擁護・成年後見センター

電話番号:0774-94-4573

運営:社会福祉法人精華町社会福祉協議会

成年後見制度とは・・・

認知症や知的障がい精神障がい等で、契約行為や財産の管理などに支障のある方が不利益を生じることがないよう、ご本人を保護し支援する人を設ける制度です。この支援をしてくれる人を「後見人」などと呼びます。

●成年後見制度の種類 成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

【法定後見制度】

ご本人にどの程度の支援が必要であるかを家庭裁判所が判断し、「後見」「保佐」「補助」の中から、ご本人の状態にあった支援を決定します。

後見 常に判断能力を欠いている方（重度の認知症などで普段の買い物なども難しい人）

保佐 判断能力が著しく不十分な方（重要な財産の管理などが難しい人）

補助 判断能力が不十分な方（軽度の認知症など重要な財産管理などを一人で行うのが不安な人）

【任意後見制度】

将来、判断能力が低下したときに備えて、あらかじめご本人が支援してくれる人（任意後見人）や、支援してもらう内容を契約により定めておく制度です。ご本人の判断能力が低下したとき、本人や親族などの申し立てにより、家庭裁判所で任意後見監督人が選任され、後見業務が開始されます。

●後見人はどんなことをするの？

大きく分けて次の2つです。
ご本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら…
【財産管理】金銭や不動産などの財産の管理
【身上監護】本人の生活・医療・介護などの契約や手続き
※食事の世話や実際の介護などを行うのではなく、本人の身の回りの「手配」をすることです。

●後見人はだれがなるの？

家庭裁判所がご本人にとって誰が最善かを考え後見人を選任します。
後見人に選ばれるのは、ご本人の親・きょうだいなどの親族の方や、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職、社会福祉協議会などの法人や市民後見人などです。

法定後見制度の
手続きの流れ

申立て準備

後見等開始の申立

家庭裁判所

調査・審問

審判（後見人選任）

後見開始

※申立てから審判が確定するまでの期間は、多くの場合4か月以内です。

※申立ては、ご本人がお住いの地域を管轄する家庭裁判所に対して行います。

※申立ての用紙は家庭裁判所で配布しています。詳しくは家庭裁判所へお問い合わせください。

第6章 計画の推進

1. 計画の進行管理

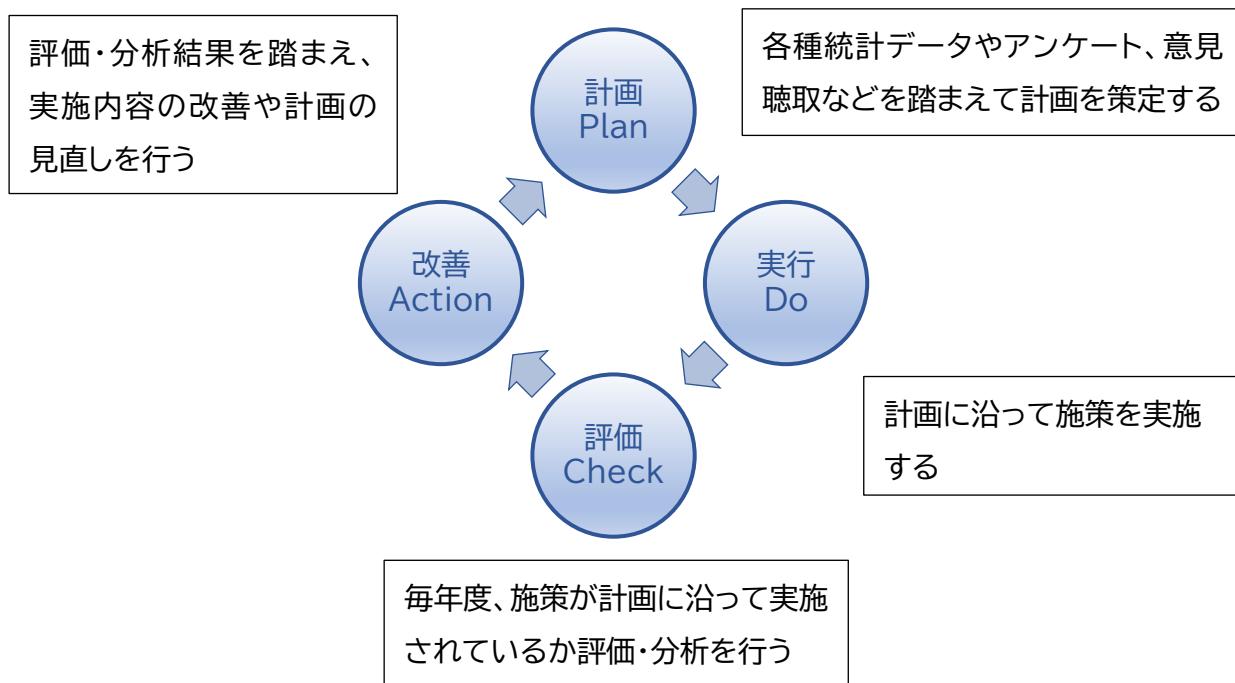
本計画は、住民、ボランティア、NPO、関係機関・団体、サービス提供事業者、企業など、地域で活動するあらゆる行動主体と行政との協働のもとで、計画の推進を図っていく必要があります。

また、精華町社会福祉協議会が推進する「精華町地域福祉活動計画」との協調のもとで推進するものです。

○ 進捗状況の管理及び評価

本計画を実効性のあるものとしていくため、施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。本計画の施策は、関連諸計画の施策と関連づけて整理しているため、関連諸計画に基づく事業の実施状況による評価が可能です。地域福祉の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、毎年度、各課の担当者が施策に基づく事業の実施状況を評価し、PDCA サイクルの考え方則って評価後の取り組み内容を検討するかたちで点検・評価を行い、施策の改善につなげます。

【本計画における PDCA サイクルのイメージ】



2. 新たな財源の確保と有効活用

改正社会福祉法において『住民に身近な圏域』において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項」が規定されました。

国指針において、地域の課題を地域で解決していくための財源等として、地域づくりに資する事業の一体的実施、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディング、SIB(ソーシャルインパクトボンド)、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取り組み、企業の社会貢献活動との協働などが例示されています。本町でも新たな財源の確保と有効活用について、積極的に取り組んでいきます。

3. 圏域・京都府等との連携・協調

サービス調整や外国人人材の受け入れも含めた福祉人材の育成・確保、国への要望など、山城南圏域や京都府との調整・連携により取り組むべき事柄については、情報共有などを密に図りながら協調して対応します。

資料編

資料1 近年の地域福祉に係る動向

■ 地域福祉計画策定に係る法制度・改正

法制定・改正等	概 要
子どもの貧困対策	<p>[H26.1.17 施行]</p> <p>正式名称：子どもの貧困対策の推進に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法に基づき、政府には子どもの貧困対策に関する大綱の作成と、実施状況の公表が義務づけられました。同法を受けて策定された、「子供の貧困対策に関する大綱」では、基本方針に基づき、子どもの貧困に関する指標、指標改善に向けた教育や生活支援、保護者の就労支援、経済的支援等の施策が定められています。
自殺対策基本法の改正	<p>[H18.10.28 施行、H28.4.1 改正]</p> <p>正式名称：自殺対策基本法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺対策を総合的に推進して自殺防止を図るとともに、自殺者の親族等を支援することを目的とする法律です。法に基づき自殺総合対策大綱が策定され、国・関係省庁、地方公共団体、民間団体などが連携して総合的な取組を実施しています。 ○ 平成28年の改正では、都道府県・市町村は計画に基づき対策計画の策定が義務づけられました。
成年後見制度利用促進法の制定	<p>[H28.5.13 施行]</p> <p>正式名称：成年後見制度の利用の促進に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症や知的障害、その他の精神上の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段である成年後見制度について、その利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められています。 ○ 法に基づき、平成29年3月24日付けで「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。
ニッポン一億総活躍プランの閣議決定	<p>[H28.6.2 閣議決定]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「一億総活躍社会とは、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である」と位置づける中で、障害のある人や、難病の患者・がん患者等の活躍支援と地域共生社会の実現を謳っています。
人権三法	<p>※下記の三法を「人権三法」と呼んでいます。</p> <p>[H28.4.1 施行、R6.4.1 改正]</p> <p>正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて「共生社会」を実現することを目指した法律です。 ○ 努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が、令和6年の法改正により義務化されます。障害のある人への差別の解消と理解促進に向けてさらなる周知啓発や取組を促進する必要があります。 <p>[H28.6.3 施行]</p> <p>正式名称：本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民族や国籍等の違いを乗り越え、多様性が尊重されることにより、豊かで安心して生活ができる成熟した社会の実現を目指すために制定された法律です。 <p>[H28.12.16 施行]</p> <p>正式名称：部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今なお残る部落差別の解消に向けた取組を推進することを目的に制定された法律です。

法制定・改正等	概 要
「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)	[H29.2.7] <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省では、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置して、地域共生社会実現に向けた検討を進めており、同本部のもとで、その具体化に向けた改革を進めることとなりました。
「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた社会福祉法等の改正	[H30.4.1 施行] <p>正式名称： 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域共生社会とは、制度や分野の縦割りや、支え手・受け手の関係を超えて、多様な主体が「我が事」として参画し、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会です。 ○ 「我が事・丸ごと」の地域づくりをキーワードとして、社会福祉法が改正され、地域福祉計画は福祉分野の計画を横断的・総合的に統合する「上位計画」として位置づけられました。
新しい社会的養育ビジョン	[H29.8.2 公表] <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年の児童福祉法改正において、子どもの福祉のためには子どもへの直接の支援はもとより、社会が子どもの養育に対して保護者(家庭)とともに責任を持ち、家庭を支援しなければならないことが法的にも裏付けられました。 ○ このビジョンは、これを踏まえて新たな社会的養育のあり方を提示するものとして「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」により取りまとめられています。
幼児教育・保育の無償化	[H29.12.8 閣議決定] 新しい経済政策パッケージ [H30.6.15 閣議決定] 経済財政運営と改革の基本方針 2018 <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記において、3歳から5歳までの子どもの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化の方針が示され、消費税率引上げ時の平成31年10月1日からの実施を目指すこととされました。 ※ 児童福祉に係る状況に大きな変化が継続しており、社会動向を注視しつつ適切な対応を図っていく必要があります。
生活困窮者自立支援法の改正	[H27.4.1 施行、H30.10.1 改正] <p>正式名称： 生活困窮者自立支援法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な人に確実に生活保護を実施することと、就労支援を含めた生活困窮者等の自立を促進するための法律です。 ○ 平成30年の改正では、基本理念に「地域ぐるみの生活困窮者支援と地域共生社会の実現」が定義されました。支援体制の強化として、自立相談支援事業の利用促進や関係機関で構成する支援会議の設置、相談支援・就労準備支援・家計改善支援の一体的な実施、学習支援等が定めされました。
バリアフリー法の改正	[H18.12.20 施行、R2.6.19 改正、R3.4.1 改正] <p>正式名称： 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築主等によるバリアフリー情報の提供や、地方公共団体は条例を定め、対象区域を設定して義務付け対象となる用途の追加及び規模の引下げ並びに基準の強化をすることが可能な仕組みとなることなどが明記されました。 ○ 令和2年及び令和3年の改正では、市町村等による「心のバリアフリー」の推進や特別特定建築物の範囲を拡大(公立小中学校を追加)等が定めされました。

法制定・改正等	概要
地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ	<p>[R1.12.26公表]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年の地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の改正に基づき、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」にて、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を行うとともに、より広い視点に立って、今後社会保障において強化すべき機能や、多様な社会参加と多様な主体による協働を推進していく上で必要な方策について最終とりまとめが公表されました。
'地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律'の施行	<p>[R3.4.1施行]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会の実現を目指す必要があることが明記されました。 ○ また、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。
こども基本法、こども家庭庁設置法の成立	<p>[R5.4.1施行]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進するための法律です。 ○ 障害のある児童に対する施策は、厚生労働省からこども家庭庁に移管されることになりました。
障害者総合支援法等の一括改正	<p>[R6.4.1施行]</p> <p>正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 　　児童福祉法 　　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 　　障害者の雇用の促進等に関する法律 　　難病の患者に対する医療等に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある人や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向けて、上記の法律が改正され、グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進、地域生活支援拠点等の整備における市町村の努力義務化、短時間労働者に対する雇用率の算定、障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化、医療保護入院の見直し、精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進、難病患者等の療養生活支援の強化、小児慢性特定疾病児童等に対する自立支援の強化などが盛り込まれました。

資料2 精華町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成20年8月22日

要綱第27号

改正 平成23年3月31日要綱第20号

平成24年3月30日要綱第11号

平成31年3月29日要綱第15号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する「市町村地域福祉計画(以下「計画」という。)」を策定するに当たり、地域福祉の推進について、広く町民の意見を反映させるため、精華町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉団体に関係する者
- (3) 地域協議会に所属する者
- (4) 地域福祉に関心を有する者で一般公募により選任されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた者

3 一般公募の町民の選考方法については、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱した日の属する年度末までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学識経験者の委員の中からこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、地域福祉計画策定に至るまでの素案の立案、調査、研究及び調整を行うため、関係者を招集し、作業部会を組織することができる。

- 2 作業部会の構成員は、委員会の委員のうちから指名された者をもってこれに充てる。また、委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を作業部会の構成員として指名することができる。

(庶務)

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、健康福祉環境部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
2 この要綱の施行後最初の委員会の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

附 則(平成23年要綱第20号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年要綱第11号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年要綱第15号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

資料3 精華町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

区分	団体名等	委員名	役職等
学識経験を有する者	同志社大学 社会学部	野村 裕美	教授
	天理大学 人間学部	渡辺 一城	教授
地域協議会に所属する者	(福)精華町社会福祉協議会	山本 正來	会長
	精華町ボランティアセンター運営委員会	田中 智美	委員長
	精華町民生児童委員協議会	檀上 幸裕	会長
	精華町自治会連合会	林 徹	会長
	精華町老人クラブ連合会	鈴木 圭吾	会長
	精華町身体障害者協議会	大上 たえこ	会長
福祉団体に関係する者	(福)カトリック京都司教区カリタス会 高齢者総合福祉施設『神の園』	齊藤 裕三	施設長
	(福)盛和福祉会 山城こども家庭センターだいわ	早稲 一男	センタ一長
	(福)相楽福祉会 相楽デイセンター	永井 元	施設長
その他の関係する者	(社)相楽医師会 精華班	奥 和美	
	精華町教育委員会	有城 義浩	総括指導主事
	(特非) みんなの元気塾	古海 りえ子	副理事長
	せいか地域福祉ドットコム	斎藤 恵彦	会長
	精華町消防団	喜多 俊夫	団長
	けいはんな学研都市 精華地区まちづくり協議会	松本 雅和	副会長
一般公募		吉川 尚美	

資料4 精華町地域福祉計画策定委員会等開催事項

回数	日時	内容
第1回	令和5年8月14日(月) 午後1時30分～	○委員の委嘱・紹介 ○委員長・副委員長の選出 ○地域福祉計画について ○次期計画策定に向けたスケジュールについて
第2回	令和5年10月10日(火) 午後1時30分～	○「第4次精華町地域福祉計画」の骨子案について
第3回	令和5年11月21日(火) 午後1時30分～	○「第4次精華町地域福祉計画」の素案について
第4回	令和6年2月27日(火) 午後1時30分～	○パブリックコメントの結果について ○「第4次精華町地域福祉計画」について ○計画の答申について

第4次精華町地域福祉計画策定に向けた 地域懇談会 令和5年11月8日(水) 午後6時～午後8時	○グループワーク ①まちの「今」を見つめる 地域の現状・課題の共有 ②まちの「これから」をみんなで考える 課題解決に向けて地域でできることを考える
パブリックコメントの募集 令和6年1月10日(水)～2月9日(金)	町ホームページ、町役場社会福祉課(2階)、町役場企 画調整課(5階)、消防本部、上下水道事務所、人権セ ンター、コミュニティホール、町立図書館、むくのきセ ンター、地域福祉センターかしのき苑

資料5 質問書

5精社電第646号
令和5年8月14日

精華町地域福祉計画策定委員会委員長 様

精華町長 杉浦 正省

次期精華町地域福祉計画の策定について(質問)

社会福祉法第107条の規定により、市町村地域福祉計画が高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を記載する「上位計画」として位置付けられていることから、平成31年3月に策定された第3次精華町地域福祉計画について見直しを図るため、精華町地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成20年要綱第27号)第2条の規定に基づき、貴委員会に質問します。

資料6 答申書

令和6年2月27日

精華町長 杉浦 正省 様

精華町地域福祉計画策定委員会
委員長 野村 裕美

次期精華町地域福祉計画について(答申)

令和5年8月14日付け5精社電第646号により諮問を受けた、次期精華町地域福祉計画の策定について、慎重に審議を重ねた結果、下記の意見を付して答申します。

記

1. 多機関の連携・協働による包括的な支援体制の整備について

近年、増加傾向にある地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、介護・障害・子育て・生活困窮など各福祉分野の垣根を超えて、庁内の関係部署や地域の関係機関が連携・協働できる仕組みを整備していただきたい。

2. 地域福祉活動における担い手の育成・確保について

地域における住民同士のつながりの希薄化などにより、地域福祉を支える担い手が減少傾向にあることから、ボランティアに関する養成講座や研修の充実を図り、新たな人材の育成・確保に努めていただきたい。

3. 本計画の進捗管理について

社会情勢の変化に伴い、地域福祉における新たな課題に対応できるよう、本計画の進捗管理を毎年度行っていただきたい。

資料7 用語解説

【あ】

アウトリーチ

支援を必要としている人に、訪問支援等を通じて、必要なサービスと情報を届けること。

アクセシビリティ

年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

医療圏

医療法に定められた都道府県が制定する病床整備のための単位。

【か】

介護保険制度

介護を必要とする状態になっても安心して生活が送れるよう、介護を社会全体で支えることを目的として平成12年4月から施行され、加入者が保険料を出し合い、介護が必要なときに認定を受けて、必要な介護サービスを利用する制度。

介護予防ケアマネジメント

介護が必要な状態(要介護)になることを可能な限り防ぎ、もし要介護状態になっても状態が悪化しないように支援すること。

絆ネットワーク

高齢者、障害のある人、児童、生活支援や見守り等の配慮を要する人と、地域で活動している各種団体がつながるためのネットワーク。

クラウドファンディング

不特定多数の人がインターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力をすること。

ゲートキーパー

自殺を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることのできる人。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や認知症の高齢者、障害のある人等の権利を守り、ニーズ表明を支援し、代弁すること。

合理的配慮

障害のある人から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

高齢者ふれあいサロン

各自治会で地域住民が中心となって運営する高齢者のための集いの場で、高齢者の生きがいや社会参加、健康づくり、閉じこもり防止のために、茶話会やレクリエーションなどの活動を行う。

こころの健康推進員

「京都府こころの健康推進員養成講座」を全課程修了した者で、知事からの依頼を受けて、一府民として精神障害のある方の良き理解者としての立場から、精神障害のある方やその家族からの身近な相談に応じ、地域生活を支援するとともに、自立と社会復帰を促進する。

精華町こころの相談室

公認心理師・臨床心理士が常駐しており、仕事や人間関係、家庭など様々な場面におけるこころの悩みについて、相談に応じている。

こころの体温計

パソコンや携帯電話などで簡単な質問に答えるだけで、ストレス度をチェックすることができるシステム。

子育て支援センター

地域の子育て家庭の保護者や児童等を対象に、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、各種子育て支援事業の実施、地域の子育て支援サービスの情報提供など総合的な子育て支援を行っている。

【さ】

自主防災組織

緊急災害時に備えた住民による自主的な防災組織。防災マップづくりや避難訓練などが行われている。

市民後見人

一般住民による成年後見人等として、家庭裁判所から選任され、認知症等により判断能力が十分でない人の財産管理や身上保護を行う。

重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業。

障害者自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、障害のある人地域において自立した日常生活や社会生活を営むため、障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行う場。

障害者相談支援事業所

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な支援も行う専門機関。

小地域福祉委員会

自治会単位で組織化され、地域の助け合い活動として、世代間を超えた見守り活動や集会所を開放した居場所づくりなどを行っている。

消防団

消防署と共に火災や災害への対応、予防啓発活動等を行う、消防組織法に基づいた消防組織。

人権擁護委員

法務大臣から委嘱され、住民からの人権相談に応じるほか、人権問題について関心を持つてもらえるよう啓発活動も行っている。

スクールカウンセラー

学校において、児童・生徒が抱える様々な問題について、解決のための助言や指導などを行う心理の専門家。

スクールソーシャルワーカー

子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。

せいか地域 IT サポーター

行政と連携のもと、各種情報技術関連事業の企画・運営を行い、地域情報化の推進を図ることを目的に、パソコンに関する相談や講習会、また、町内で行われる各種イベントの映像撮影及び編集やホームページ上の公開などを行っている。

せいか地域福祉ドットコム

第1次精華町地域福祉計画策定において、作業部会メンバーが中心となって住民懇談会(せいか隣人まつり)が開催された。その後、作業部会メンバーが活動を継続して「せいか地域福祉ドットコム」を設立し、各中学校区の地域福祉活動の中心組織として、住民主体の活動を行っている。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行う。

せいかまちづくり塾

既存の公共的活動団体等との協働により、まちづくりの担い手となる人材の育成を図るため、座学やフィールドワーク、ワークショップ研修などを実施している。

成年後見支援センター

成年後見制度の利用に関する相談や制度の広報啓発、市民後見人の育成及び活動支援、関係機関とのネットワークの構築など成年後見制度の利用促進における中心的な役割を担う中核機関。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害等により、判断能力が十分でない人に対し、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、本人の財産管理や契約等の手続きを代理で行い、その生活を支援するための制度。

SIB(ソーシャルインパクトボンド)

行政が民間事業者の知見や資金を活用して事業を行う、官民連携の手段の一つ。

【た】

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

地域包括ケアシステム

高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるよう、地域内でサポートし合うシステム。

地域包括支援センター

高齢者に対する総合的な相談窓口、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントとしての機能がある。保健師又は看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種が配置されており、それぞれの専門性を生かして問題の解決に努めている。

チームオレンジ

地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるための取り組み。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力(身体的暴力だけでなく、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力も含む)のことであり、近年ではDVの概念は婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

【な】

認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講することで、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者。

【は】

バリアフリー

元々は、建築用語で障壁となるもの(バリア)を取り除き(フリー)、生活しやすくすることをいう。最近では、より広い意味で、高齢者や障害のある人だけでなく、すべての人にとって日常生活の中に存在するさまざまなもの(物理的、制度的、心理的)障壁を除去することの意味合いで用いられている。

避難行動要支援者

高齢者や障害のある人その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。

- 介護保険制度の要介護認定を受けている方
(要介護3、4、5)
- 身体障害者手帳を所持する方(1、2級)
- 療育手帳を所持する方(A)
- 精神障害者保健福祉手帳を所持する方
(1級)

ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(援助会員)とが会員となり、センター(精華町社会福祉協議会)が仲介して、お互いの信頼関係のもとに有料で助け合いを行う事業。

福祉避難所

緊急災害時の避難に専門的な支援が必要な要介護高齢者や障害のある人などの避難行動要支援者を対象とした避難所。

ふれあいサポート事業

高齢や障害、病気やケガ、子育てなど何らかの理由で日常生活に援助を必要とする方(利用会員)に地域の協力者(協力会員)が家事援助などのサービスを提供する会員制の福祉サービス事業。

母子健康包括支援センター

妊娠期から18歳未満の児童を持つ家庭の相談窓口であり、保健師や助産師が相談に応じ、妊娠・出産・育児に関する様々な情報提供や関係機関との連絡調整を行っている。

【ま】

民生児童委員

厚生労働大臣から委嘱される民生委員・児童委員のことであり、それぞれの地域で、住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や児童等の見守りや安否確認等を行う。本町では「民生児童委員」と呼んでいる。

民生児童委員支援員

精華町民生児童委員協議会から委嘱され、民生児童委員の担当地区内の活動について、補佐・協力をを行う。

【や】

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

第4次精華町地域福祉計画

令和6(2024)年3月

精 華 町

〒619-0285 京都府相楽郡精華町南稻八妻北尻 70 番地

精華町 健康福祉環境部 社会福祉課

TEL:0774-95-1904 FAX:0774-95-3974